

第3編 風水害等編

鴨川市地域防災計画

第3編 風水害等編

第1章 災害予防計画.....	1
第1節 水害予防対策.....	1
1. 河川改修等に関する治水事業.....	1
2. 浸水予想区域の調査把握.....	1
3. 道路災害による事故防止.....	2
4. 気象（降水量）、河川流量等の観測.....	2
5. 電力施設洪水対策.....	2
6. 通信施設水害防止対策.....	2
第2節 高潮予防対策.....	4
1. 海岸高潮対策.....	4
2. 海岸防災林造成事業.....	4
3. 高潮に対する自衛体制の確立.....	4
第3節 土砂災害予防対策.....	5
1. 土砂災害防止対策.....	5
2. 国土保全事業の推進.....	6
3. 防災知識の普及と防災意識の啓発.....	7
第4節 雪害予防対策.....	8
1. 道路雪害防止対策.....	8
第5節 風害予防対策.....	9
1. 電力施設風害防止対策.....	9
2. 通信施設風害防止対策.....	9
第6節 防災施設等の整備.....	10
1. 災害用備蓄の整備.....	10
2. 水防用資機材の整備.....	11
3. 避難施設の整備.....	11
4. 災害通信施設等の整備.....	12
第7節 消防体制の整備.....	13
1. 消防団及び常備消防体制の充実、強化.....	13
2. 消防団員の確保.....	13
3. 消防施設の整備.....	13
4. 消防職員、団員等の教育訓練.....	14
5. 市町村相互の応援体制.....	14
6. 消防思想の普及.....	15
第8節 地域防災力の向上.....	16
1. 防災知識の普及と防災意識の啓発.....	16
2. 広報すべき内容.....	17
3. 教育訓練計画.....	18
4. 自主防災組織の育成、強化.....	18
第9節 要配慮者の安全確保対策.....	21
1. 在宅要配慮者への対応.....	21

2. 社会福祉施設等における防災対策.....	22
3. 要配慮者利用施設への対応.....	23
4. 外国人への防災対策.....	24
第2章 災害応急対策計画.....	25
第1節 災害応急活動体制.....	25
1. 初動体制.....	25
2. 配備体制.....	25
3. 職員の動員.....	27
4. 災害警戒本部.....	27
5. 災害対策本部.....	28
第2節 情報収集伝達.....	36
1. 情報連絡体制.....	36
2. 気象情報等の収集伝達.....	37
3. 被害情報の収集・調査.....	40
4. 災害報告.....	40
第3節 災害広報・広聴活動.....	43
1. 市の行う広報.....	43
2. 避難所での広報.....	44
3. 報道機関への対応.....	44
4. 被災者相談.....	45
第4節 災害救助法の適用.....	46
1. 災害救助法の適用基準.....	46
2. 被災世帯の算定.....	46
3. 災害救助法の適用手続き.....	47
4. 救助の実施.....	48
第5節 広域応援・自衛隊派遣要請.....	49
1. 自治体等への応援要請.....	49
2. 消防の広域応援要請.....	51
3. 自衛隊の災害派遣.....	51
第6節 水防.....	54
1. 水防組織.....	54
2. 出動準備並びに出動.....	54
3. 避難のための立退き.....	54
4. 水防解除.....	55
5. 協力応援.....	55
6. 水防体制の強化.....	55
第7節 警備・交通・輸送.....	56
1. 警備計画.....	56
2. 交通規制.....	57
3. 緊急輸送路の確保.....	58
4. 緊急通行車両等の確認.....	59
5. 緊急輸送の実施.....	59
第8節 避難対策.....	62
1. 避難の勧告・指示.....	62
2. 警戒区域の設定.....	67

3. 避難誘導.....	68
4. 避難所開設.....	68
5. 避難所の運営.....	68
6. 避難所設備の整備.....	69
7. 避難者への支援.....	70
8. 要配慮者の避難対策.....	70
9. 広域避難.....	71
10. 避難所の集約及び解消.....	71
第9節 救助・救急・消防.....	72
1. 救助活動.....	72
2. 救急活動.....	72
3. 消防活動.....	72
第10節 医療救護.....	74
1. 応急医療救護活動.....	74
2. 医薬品・医療用資器材等の確保.....	76
3. 被災者等の健康管理.....	76
第11節 防疫・清掃.....	77
1. 検病調査・健康診断.....	77
2. 防疫活動.....	78
3. 避難所における衛生管理.....	78
4. 保健活動.....	78
5. 食品衛生対策.....	78
6. し尿の処理.....	79
7. ごみの処理.....	79
8. 障害物の除去.....	80
9. 動物対策.....	81
第12節 食料・飲料水・生活必需品等の供給.....	82
1. 食料の供給.....	82
2. 給水.....	83
3. 生活必需品の供給.....	84
4. 救援物資の受け入れ・管理.....	85
5. 県による物的支援.....	85
第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理.....	86
1. 行方不明者の捜索.....	86
2. 遺体の処理.....	86
3. 遺体の埋火葬.....	87
第14節 被災住宅対策.....	88
1. 応急仮設住宅.....	88
2. 住宅の応急修理.....	89
3. 被災宅地の危険度判定.....	89
第15節 文教対策及び労働力の確保.....	90
1. 災害発生時の対応.....	90
2. 応急教育活動.....	90
3. 応急保育.....	92
4. 労働力の確保.....	92

第16節	ライフライン施設等の応急・復旧計画	93
1.	上水道施設	93
2.	ガス施設	93
3.	電力施設	94
4.	通信施設	94
5.	道路・橋梁	95
6.	公共施設	95
7.	鉄道施設	95
第17節	ボランティア活動への対応	96
1.	ボランティア団体への要請	96
2.	ボランティアへの対応	96
第18節	要配慮者への対応	98
1.	要配慮者の安全確認	98
2.	要配慮者への支援	98
3.	福祉仮設住宅の供給	99
4.	福祉施設入所者等への対策	99
5.	外国人への対策	99
第19節	孤立対策	100
1.	孤立地区の確認	100
2.	救助・救出	100
3.	集団避難	100
4.	緊急支援物資の確保・搬送	100
第20節	在港船舶対策	101
1.	市の対策	101
2.	勝浦海上保安署等の対策	101
第3章	災害復旧・復興計画	102
第1節	被災者生活のための支援	102
1.	被災者台帳の作成等	102
2.	災害見舞金等の支給	103
3.	被災者生活再建支援金	103
4.	災害復興住宅融資	103
5.	り災証明書の発行	103
6.	災害公営住宅の供給	104
7.	租税等の減免等	104
8.	介護保険における措置	105
9.	職業のあっせん	105
10.	農林漁業への融資	105
11.	中小企業への融資	105
12.	義援金の受け付け・配分	106
13.	郵便事業における措置	106
第2節	生活関連施設等の復旧対策	107
1.	災害復旧事業計画	107
2.	災害復旧予算措置	107
第3節	激甚災害の指定	108
第4節	災害復興	110

1. 復興計画作成の体制づくり.....	110
2. 復興に対する合意形成.....	110
3. 復興計画の推進.....	110

第1章 災害予防計画

第1節 水害予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 河川改修等に関する治水事業	都市建設課	県
2. 浸水予想区域の調査把握	危機管理課	県
3. 道路災害による事故防止	都市建設課、農林水産課	県
4. 気象（降水量）、河川流量等の観測		県、国
5. 電力施設洪水対策		東京電力パワーグリッド(株)
6. 通信施設水害防止対策		通信事業者

1. 河川改修等に関する治水事業

(1) 河川改修の推進

本市の河川は近年河川改修工事が施工されたので降雨による出水被害は減少したが、大雨の際には、河川周辺の道路や住宅、農地が浸水することがある。

都市建設課は、県と連携を図り、河川のはん濫による災害を防止するため、二級河川の改修、護岸等の整備を促進する。

また、市が管理する準用河川や普通河川の改修を実施する。

(2) 下水路の整備

都市建設課は、集中豪雨時の浸水被害の解消を図るため、下水路の整備を進める。

① 都市下水路の整備

集中豪雨時に浸水する地域において、都市下水路の整備を進める。

② 一般排水路の整備

低位市街地における浸水被害の解消を図るため、緊急度に応じて計画的に一般排水路を整備する。

2. 浸水予想区域の調査把握

(1) 浸水予想区域の把握

危機管理課は、浸水による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域の把握に努める。

(2) 避難計画の策定

市防災会議等は、浸水想定区域の指定を受けて、地域防災計画等に洪水予報の伝達方法、避難場所、その他必要な避難計画を決定し記載する。

(3) 浸水予想区域の公表

危機管理課は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップや広報紙、インターネットにより浸水予想区域や避難所等の周知に努める。

3. 道路災害による事故防止

(1) 緊急時における措置

都市建設課及び県は、災害が発生した場合には、通行の危険を防止するため、できるかぎりの応急措置を講ずる。

(2) 異常気象時における交通規制

都市建設課、農林水産課及び県は、異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行い、また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

4. 気象（降水量）、河川流量等の観測

集中豪雨時には、降り始めてから短時間で大きな災害が発生する場合がある。

県及び国は、雨量観測装置の設置や警戒巡視等により累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握できる監視体制の整備を図る。

5. 電力施設洪水対策

東京電力パワーグリッド(株)は、次のとおりの洪水対策を実施する。なお、これは洪水によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

(1) 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

(2) 防災施設の対策

- ① 送電設備
高潮対策に準じる。
- ② 変電設備
既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。
- ③ 配電設備
高潮対策に準じる。
- ④ 通信設備
高潮対策に準じる。

(3) 防災事業計画

全般計画、実施計画とも、上記(2)に準じ実施するよう努める。

6. 通信施設水害防止対策

通信事業者は、次のとおりの洪水対策を実施する。

(1) 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

(3) 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗堀から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設備及び整備を図る。

第2節 高潮予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 海岸高潮対策		県
2. 海岸防災林造成事業		県
3. 高潮に対する自衛体制の確立	危機管理課	

1. 海岸高潮対策

県は、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」に基づいて、地域住民や利用者との合意形成を図りながら、海岸保全施設（防潮堤、護岸、離岸堤等）の整備を実施する。

2. 海岸防災林造成事業

県は、森林によって高潮災害を防止するとともに、津波等の被害を軽減するため、海岸防災林造成事業を実施する。

3. 高潮に対する自衛体制の確立

危機管理課は、高潮の情報に対して住民が自主的に避難する体制を、津波に対する自主避難体制づくりに準じて構築する。

第3節 土砂災害予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 土砂災害防止対策	危機管理課、都市建設課	県
2. 国土保全事業の推進	都市建設課、農林水産課	県
3. 防災知識の普及と防災意識の啓発	危機管理課	県

1. 土砂災害防止対策

(1) 土砂災害警戒区域等の調査把握

県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害が発生する区域を明らかにし、土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、市長からの意見を聞いた上で「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」を指定する。

① 基礎調査の推進

土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地利用の状況などを調査する。

② 土砂災害防止法の指定

ア. 土砂災害警戒区域の指定

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害のおそれのある区域について知事が市長の意見を聞いた上で指定する。

イ. 土砂災害特別警戒区域の指定

「土砂災害特別警戒区域」は、建物が破壊され、住民に大きな被害が生ずるおそれがある区域について、知事が市長の意見を聞いた上で指定する。

(2) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域等の周知等

危機管理課は、土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定された区域について、これらの事項を記載した印刷物の配布等によって、住民への周知を行い、円滑な警戒避難の確保を図る。

(3) 警戒避難体制の整備

危機管理課は、土砂災害の発生に対し、警戒避難体制の整備を図る。

- ① 土砂災害警戒区域については、速やかに警戒避難体制を検討し、住民への周知を図る。
- ② 土砂災害警戒区域周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を地域防災計画等により明確化し、住民への周知徹底を図る。
- ③ 個々の土砂災害警戒区域について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図る。
- ④ 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制、及び職員の動員配備体制等の点検整備を図る。
- ⑤ 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難勧告の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行う。

2. 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨や地震による揺れ等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地形・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把握し地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊対策

① 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議のうえ急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

② 行為の制限

都市建設課は、県と協力して急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図る。

③ 防止工事の実施

都市建設課は、県と協力して急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから防止工事を実施する。

(2) 地すべり災害防止対策

本市における地すべり防止区域等は、嶺岡山系を中心とした東南東から西北西の方向に走る破碎帯に沿ってみられる。

都市建設課及び農林水産課は、県と協力して地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）等に基づき指定されている区域について、地すべり等による災害の防止に努める。

① 地すべり防止区域等の指定

地すべり等防止法第3条の規定により、主務大臣が県知事の意見をきいて地すべり防止区域を指定する。

② 行為の制限

地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法第18条の規定により、県は地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若しくは誘発する行為等の制限を行う。

③ 防止工事の実施

市は、県の地すべり防止工事に関する基本計画の作成に協力し、県は、緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

(3) 土石流対策

都市建設課は、県と協力して、土石流が発生するおそれのある溪流について、土石流の発生を助長するような行為を制限するため、砂防法（明治30年法律第29号）第2条に基づく砂防指定を促進し、県は、土石流が発生するおそれの高い箇所から防止工事を実施する。

(4) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいい、県は「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、

崩壊土砂流出危険地区の調査を実施している。

これらの地域では、降雨等により崩壊の可能性が高いことから、農林水産課は、県と協議しながら計画的に治山事業の実施を図る。

(5) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、千葉県土採取条例・採石法（昭和25年法律第291号）・砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく許可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意する。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては、各採取業種及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

(6) ため池等災害対策

老朽化により、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、農林水産課は、施設の管理者に対し計画的に改修を行うよう指導する。

また、県が作成する「ため池データベース」を活用し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

さらに、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

3. 防災知識の普及と防災意識の啓発

危機管理課及び県は、住民に対しハザードマップ、広報紙、パンフレット、インターネット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の啓発を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害発生時における応急対策の迅速・円滑化を図るため、各種防災訓練の実施に努める。

なお、県では土砂災害危険箇所をインターネットで公表している。

第4節 雪害予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 道路雪害防止対策	都市建設課、農林水産課	県

1. 道路雪害防止対策

都市建設課、農林水産課及び県は、降雪や氷結が予想される場合には市管理道路に砂や融雪剤等を散布しスリップによる交通事故や転倒を防止する。

また、積雪の状況に応じ、都市建設課、農林水産課、県及び防災機関はグレーダー、ショベル類、ブルドーザー等機械による除雪と人力による除雪により、道路の雪害防止を図る。

第5節 風害予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 電力施設風害防止対策		東京電力パワーグリッド(株)
2. 通信施設風害防止対策		通信事業者

1. 電力施設風害防止対策

東京電力パワーグリッド(株)は、次のとおりの風害防止対策を実施する。

(1) 強風対策

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。各設備とも、災害予防計画目標に基づき設置している。

(2) 塩害対策

がいし増結又は耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また、塩汚損に測定・がいし洗浄などの保守体制にも万全を期する。

2. 通信施設風害防止対策

通信事業者は、次のとおりの風害対策を実施する。

(1) 強風対策

- ① 局外設備：設備の2ルート化を推進する。
- ② 局内設備：風害等の停電による通信機器電源の確保対策を計画的に推進する。
- ③ 空中線：無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

(2) 塩害対策

本市は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

第6節 防災施設等の整備

項目	実施担当	関係機関
1. 災害用備蓄の整備	危機管理課	
2. 水防用資機材の整備	危機管理課、都市建設課	
3. 避難施設の整備	危機管理課、学校教育課、 関係各課	
4. 災害通信施設の整備	危機管理課	

1. 災害用備蓄の整備

(1) 備蓄品の整備

危機管理課は、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」（千葉県）に基づき、発災から3日間は最低限必要な食料を備蓄で対応するよう緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。備蓄は、避難所となる協定避難所や小中学校の空き教室等を活用して行うほか、備蓄品を適正に保管し、集配を管理するため、備蓄倉庫の整備を図る。

また、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時点検入替えを行い、品質管理及び機能維持に努める。

なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等、男女双方のニーズの違いに配慮する。

■市の備蓄目標（地震・津波・風水害共通の目標）

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○津波により自宅が浸水し備蓄を取り出せない住民を対象とする。便宜上、建物1棟＝1世帯とする。</p> <p>○県の方針から3日間を備蓄で対応することとし、1日は非常時のため2食とする。</p> <p>○必要量の100%を市の備蓄とする。</p> <p style="text-align: center;">$3,000 \text{ 棟} \times 2.3 \text{ 人/世帯} \times 3 \text{ 日} \times 2 \text{ 食} \times 100\% = \text{約 } 40,000 \text{ 食}$</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

さらに、災害対策本部の置かれる市役所本庁舎については、非常用電源を設置するとともに、それが72時間稼働できるよう、燃料等の備蓄増強を図る。

なお、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定を締結している。

(2) 民間等との協定促進

危機管理課は、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等の流通業者との災害時援助協定を推進して、在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。

また、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(3) 他団体との協力

危機管理課は、市内業者からの調達では間に合わない場合は、県もしくは近隣市町村に応援を要請し、対処する。

また、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用することにより、国、都道

府県、他市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図る。

(4) 住民への備蓄の推進

危機管理課は、公共備蓄の物資が、被災者に対して迅速に供給できない場合を想定して、各家庭で3日以上以上の食料、飲料水等の備蓄を進めるほか、各職場においても備蓄の充実に努めるよう、防災関連行事等を通じて備蓄の推進を図る。

また、事業所等においては、従業員、来客等を考慮した備蓄を行うよう周知を行う。

2. 水防用資機材の整備

危機管理課及び都市建設課は、浸水等の緊急事態に対処するため、水防資機材や道路復旧要資機材等の備蓄に努める。

3. 避難施設の整備

(1) 避難場所の指定等

危機管理課は、災害対策基本法第49条の4から第49条の9に基づき、津波、洪水、土砂災害等から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。指定にあたっては県知事への通知及び公示を行うほか、ハザードマップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。

また、要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の指定を促進する。

(2) 避難所の整備

危機管理課、学校教育課及び関係各課は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所の選定を行うものとし、特に避難所の整備については、手引きの内容及び次の点に留意する。

- ① 避難所の開設が予定されている施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置する。
- ② 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 上記②の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、エネルギーの多様化に努める。
- ④ 避難所における救護所、貯水槽、井戸、通信機器等施設、設備の整備に努める。
- ⑤ 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- ⑥ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- ⑦ 要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の設備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- ⑧ 避難生活の長期化に対応するため、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- ⑨ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- ⑩ 指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に

ついて、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理課と健康推進課等が連携して、必要な場合には、専用スペースへの誘導等の対応、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

(3) 避難路の整備

危機管理課は、道路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じる。

4. 災害通信施設等の整備

(1) 防災行政無線の整備

危機管理課は、防災行政無線の施設、設備の更新を図る。また、難聴地域への屋外拡声器の増設とともに、停電対策としてバッテリーの大容量化を図る。

(2) 新たな通信機器の導入

危機管理課は、地域防災拠点等との通信を確保するための手段について検討する。
また、市民に情報を伝達するために防災ラジオ等を導入し、普及を促進する。

(3) アマチュア無線の活用

危機管理課は、災害時における情報収集等を行うため、アマチュア無線団体との協力体制について検討する。

(4) 通信・報告手段の冗長性の確保

危機管理課は、災害時において停電等により県防災情報システムが利用できない場合を想定した通信・報告手段を確保しておく。

(5) モバイルバッテリーの確保

危機管理課は、業務用の携帯電話・スマートフォンについて、停電時でも充電が可能となるよう、モバイルバッテリーを確保しておく。

(6) ドローンの活用

危機管理課は、災害時における被害状況等の確認にドローンを活用するため、民間団体等との協力体制の構築を図る。

第7節 消防体制の整備

項目	実施担当	関係機関
1. 消防団及び常備消防体制の充実、強化	危機管理課	消防本部
2. 消防団員の確保	危機管理課	
3. 消防施設の整備		消防本部
4. 消防職員、団員等の教育訓練		消防本部
5. 市町村相互の応援体制		消防本部
6. 消防思想の普及		消防本部

各種災害の発生に対処するため、消防体制の整備と消防施設の整備拡充、消防職員及び団員の教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1. 消防団及び常備消防体制の充実、強化

本市には、消防団4支団25分団が組織されている。また、安房郡市全市町で組織している安房郡市広域市町村圏事務組合に常備消防(消防本部・署)が設置されており、市には、鴨川消防署と天津小湊分遺所及び長狭分遺所が設置されている。

危機管理課及び消防本部は、それぞれ、消防団及び常備消防体制の充実・強化を推進する。

2. 消防団員の確保

危機管理課は、以下の事項に留意しながら、消防団員の確保に努める。

- ① 消防団に関する住民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・設備の改善
- ④ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- ⑤ 機能別消防団員・分団の採用推進

3. 消防施設の整備

消防本部は、県が交付している「消防防災施設強化事業補助金」を利用し、消防施設の整備を進める。

(1) 消防施設の現況の把握

消防本部は、消防施設の現況を把握する。

(2) 消防施設の整備

- ① 消防ポンプ車等
国の示す「消防力の整備指針」に応じて県との協議のうえ、年次計画に基づき整備する。
消防本部は必要に応じ、国及び県から助成を受けて整備促進を図る。
- ② 消防水利
国の示す「消防水利の基準」を満すため、県との協議のうえ、年次計画に基づいて、耐震性防火水槽(100 m³)及び防火水槽(40 m³)等を危険度の高い地域を優先に整備する。

また、消防水利の多様化についても整備を図る。

③ 河川への消火用水確保施設の整備

都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能を併せ持っている。

また、洪水調整を目的として調整池等消火用配水池としての活用等を含めて、消火用水の確保等が必要な河川等の調査を実施し、対策を進める。

④ 救助資機材

阪神・淡路大震災及び地下鉄サリン事件等の災害への対応力強化を図るため下記について整備する。

ア. ファイバースコープ等災害に有用と考えられる資機材

イ. 防毒服等、消防隊員を保護する資機材

ウ. その他救助資機材

⑤ その他の消防設備

県の指導及び支援をうけ、年次計画に基づき整備する。

4. 消防職員、団員等の教育訓練

消防本部は、消防大学校及び県消防学校において、概ね次のとおり教育訓練を行う。

(1) 消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

(2) 消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」による県消防学校での教育訓練

① 消防職員

ア. 初任教育

イ. 専科教育（救助、救急の各科、課程）

ウ. 幹部教育（上級幹部科）

エ. 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲、拡大2行為追加講習、水難救助科、高度救助科）

② 消防団員

ア. 基礎教育

イ. 専科教育（警防科）

ウ. 幹部教育（中級幹部科）

エ. 特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

③ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

④ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

5. 市町村相互の応援体制

消防本部は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に県で策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が実施できるようにする。

6. 消防思想の普及

消防本部は、各種の行事を行い、消防思想の普及徹底を図る。

- ① 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- ② 県消防大会及び県操法大会等を通じて、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- ③ 各種講習会等を開催する。
- ④ 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

公益財団法人千葉県消防協会

一般社団法人千葉県危険物安全協会連合会

一般社団法人千葉県消防設備協会

第8節 地域防災力の向上

項目	実施担当	関係機関
1. 防災知識の普及と防災意識の啓発	危機管理課	県、関係機関
2. 広報すべき内容	危機管理課	県、関係機関
3. 教育訓練計画	各課、学校教育課	県、関係機関
4. 自主防災組織の育成、強化	危機管理課、商工観光課	消防本部、社会福祉協議会、 県、施設管理者、事業所

1. 防災知識の普及と防災意識の啓発

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に合せて、住民一人ひとりが身の周りで起き得る災害リスクについての正しい認識を持ち、「自らの命は自らが守る」との自助意識を徹底し、日頃から災害時に取るべき行動を把握していることが最も必要なことである。このため、危機管理課、県及び関係機関は、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災知識の普及、啓発活動を行い、住民の防災知識の普及・啓発を図る。

また、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国・県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。

(1) 実施の時期

防災に関する知識の普及啓発について、常時行うことが必要であるが、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

(2) 広報の実施方法

- ① 新聞の利用
各新聞社の協力を得て防災に関する知識を普及・啓発する。
- ② ラジオ、テレビの利用
各ラジオやテレビ局の協力を得て防災に関する知識を普及・啓発する。
- ③ 広報紙への掲載
防災に関する知識を深めるため、広報かもがわ等の広報紙に、防災に関する知識に関する事項を掲載して関心を高める。
- ④ 鴨川市ホームページへの掲載
防災に関する知識を深めるため、鴨川市のホームページに、防災に関する知識を深める情報を掲載して関心を高める。
- ⑤ ハザードマップの配布、掲示
災害の危険区域を示したハザードマップを作成し、住民への配布、公共施設への掲示を行う。
- ⑥ 防災に関する講演会、説明会、座談会の開催（県・市）
防災に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の普及・啓発を図り、災害の予防対策に役立たせるため、随時市職員、自主防災会その他関係者を対象として実施する。

⑦ 学校教育

園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図るため、教材となる資料を提供する。特に、防災教育を新たに位置づけた「学校教育指導の指針」等に基づき、園児・児童・生徒の発達段階や学習の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童・生徒への防災教育の充実を図る。

⑧ 千葉県西部防災センター（県）の活用

センターのVRなどの体験施設等を通じて、災害に関する知識の普及・啓発に努める。

⑨ 事業所への防災知識の普及・啓発

防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員への講習を防災関係機関と協力して実施する。また、防火の集い、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及・啓発に努める。同時に、事業所における事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発および支援に努める。

(3) 配慮事項

① 要配慮者への対応

防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、分かりやすい広報資料の作成に努める。

② 過去の災害教訓の伝承

防災知識の普及・啓発にあたっては、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えるため、災害調査の結果や資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努める。

2. 広報すべき内容

普及・啓発すべき防災広報の事項は、概ね次のとおりである。

(1) 市地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条に基づく「鴨川市地域防災計画」の要旨の公表は、鴨川市防災会議が鴨川市地域防災計画を作成し、又は修正したときに、その概要について行う。

(2) 災害予防の知識

平常時から市民、事業所等が自らの身を守るための知識、自主防災組織等の地域防災力向上のための知識、その他一般的な災害に関する知識を広報する。特に、防火あるいは台風時における家屋の保全方法等の災害防止対策について、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するように努める。

(3) 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、適切な行動がとれるよう広報する。

- ① 気象警報・注意報、津波警報・注意報、特別警報等の種別と対策
- ② 避難する場合の携帯品
- ③ 避難所・避難場所等
- ④ その他避難時の心得

なお、広報にあたっては、受け手が防災情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルによる情報提供を推進し、警戒レベルに応じて避難等、取るべき行動を具体的に情報発信する。

併せて、避難情報等を確実に伝達するため、多様な手段の導入促進を図る。

3. 教育訓練計画

(1) 緊急連絡網及び動員計画の策定

各課及び関係機関は、個々の災害対策員の配備体制及び役割について、あらかじめ動員計画を定める。また、勤務外についても、緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制を確保する。

(2) 行動マニュアルの作成

各課及び関係機関は、個々の職員が、災害時の状況に応じた的確に対応できるよう、行動マニュアルを作成する。

(3) 職員等の防災教育の実施

危機管理課及び総務課は、職員等への防災教育を実施する。

- ① 過去に起きた災害の教訓を生かした災害予防活動の研修を実施する。
- ② 関係防災機関等が開催する研修会等に職員を参加させる。
- ③ 図上訓練やシミュレーション訓練などを実施し、職員に行動マニュアルの周知徹底を図る。

(4) 学校等における応急教育計画の策定

学校教育課は、災害時の応急教育計画を作成しておき、関係機関への連絡体制や所属職員の非常招集方法等を定める。

(5) 各種防災訓練の実施

① 避難等救助訓練

各課及び関係機関は、関係の計画に基づく避難その他の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、集客施設等では、利用者、従業員等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、各施設の実情に合わせ、年2回以上の訓練を実施する。また、地域住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことを検討する。

② 総合防災訓練

危機管理課は、警察、消防、自衛隊及びライフライン企業、自主防災組織、NPO・ボランティア組織及び教育機関等と合同で、総合防災訓練を実施する。

(6) 業務継続計画の策定

各課及び関係機関は、災害発生後に迅速かつ円滑な業務の再開及び継続ができるよう、業務継続計画（BCP）の策定を行い、各種防災訓練時には、業務再開・継続のための訓練も実施する。

4. 自主防災組織の育成、強化

大きな災害が発生した場合、被害が広域にわたるため防災機関のみで対処することが困難になることが予想されることから、各地域で自発的に防災活動を行う自主防災組織、事業所防災組織の強化を図る。

(1) 自主防災組織の育成

市は地域住民による自主的な防災組織の設置育成に努めるとともに、日頃から大災害が発生した場合を予想した訓練の実施を推進する。

危機管理課は、自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を

図るとともに、「鴨川市自主防災組織補助金交付要綱」により防災備品・備蓄品購入等を支援する。

また、防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流強化に努めるとともに、日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用する。

さらに、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりを促進する。

なお、自主防災組織に求められる活動は、次のとおりである。

■自主防災組織に求められる活動

平常時	1 防災に関する知識の普及・啓発及び出火防止の徹底 2 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 3 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 4 地域を知るため、地域内の避難所、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 5 災害時避難行動要支援者対策 6 家庭の安全点検
発災時	1 出火防止及び初期消火の実施 2 地域内の被害状況等の情報収集、住民への避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 3 救出救護の実施及び協力 4 集団避難の実施 5 炊き出し、給水や救助物資の配布に対する協力

(2) 事業所防災体制の強化

① 防火管理体制の強化

施設管理者は、学校、病院、集客施設等の多数の人が出入りする施設について、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行う。また、初期消火体制の強化等を指導する。

高層建築物、雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

② 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設で災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

③ 事業所組織

事業所は、消防法第8条の規定により「消防計画」を作成する事業所はもちろん、地域の安全と密接な関連のある事業所については、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を最小限に食い止めるため、自主的に防災組織を編成し、事業所内における安

全確保の他、周辺地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。

また、その具体的な活動は、概ね次のとおりである。

- ア. 防災訓練
- イ. 従業員の防災
- ウ. 情報の収集・伝達方法
- エ. 火災その他の災害予防対策
- オ. 避難対策
- カ. 応急救護対策
- キ. 地域の防災活動への協力

④ 中小企業の事業継続

商工観光課は、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

(3) ボランティアリーダーの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。

そこで、社会福祉協議会は、県が開催する研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーの養成を進める。

また、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

その際、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練、情報共有会議等を通じて推進するものとする。

第9節 要配慮者の安全確保対策

項目	実施担当	関係機関
1. 在宅要配慮者への対応	福祉課、子ども支援課、危機管理課	県
2. 社会福祉施設等における防災対策	福祉課、子ども支援課	県、社会福祉施設の管理者
3. 要配慮者利用施設への対応	危機管理課	
4. 外国人への防災対策	市民生活課、危機管理課	県

1. 在宅要配慮者への対応

福祉課は、災害対策基本法第49条の10から第49条の13の規定に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成するなど、要配慮者の支援体制づくりを行う。

(1) 災害支援体制

自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、それぞれの避難行動要支援者に対応する避難支援協力員を明確化する。避難支援協力員は、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、福祉関係者やボランティア等から複数名選出する。

(2) 避難行動要支援者の範囲

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者とする。

■対象の範囲

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 75歳以上の一人暮らしの者 ② 75歳以上のみで構成された世帯に属する者 ③ 要介護3・4・5の認定を受けている者 ④ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者 ⑤ 療育手帳^ア又はAを所持する知的障害者 ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 ⑦ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者 ⑧ 乳幼児（0～3歳） ⑨ 妊産婦 ⑩ その他災害時の自力避難に不安を抱く者等で、市長が支援を必要と認めた者 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) 個人情報とその入手方法

避難行動要支援者の情報は、市の通常業務を通じて要介護認定情報、障害者手帳台帳、母子健康手帳の発行状況、住民基本台帳等から把握する。

(4) 個人情報の更新

個人情報の見直しは、原則として毎年行うものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の作成・提供

避難行動要支援者の名簿は、対象者自らが行う手上げ方式、自主防災組織・民生委員・児童委員等が登録を働きかける同意方式で行い、名簿を作成する。

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に名簿情報を事前に提供する。ただし、名簿の提供について本人の同意が得られない場合は除く。

(6) 情報漏洩を防止する措置

対象者の名簿を、自主防災組織等に提供する場合は、誓約書等の提出を求め、情報漏洩を防止する。

(7) 避難行動要支援者システムの活用

避難行動要支援者システムに登録されている住民基本情報について定期的な更新を行うとともに、発災時には必要に応じて特定の区域内に居住する避難行動要支援者の情報を即座に抽出できるよう、随時メンテナンスを行う。

(8) 避難支援プラン（個別計画）の作成

支援者一人ひとりの支援プラン（個別計画）を避難支援に関わる関係者との話し合いにより作成する。その中には、情報伝達の方法や警告の配慮事項を定め、定期的に更新を図る。

(9) 避難支援関係者等の安全確保

避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

(10) 防災設備等の整備

福祉課及び関係機関は、一人暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するため緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災報知器等の設置等の推進に努める。

(11) 避難施設等の整備

福祉課、子ども支援課及び危機管理課は、要配慮者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、要配慮者が避難生活に必要な資機材等をあらかじめ避難施設へ配備するよう努める。

市は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(12) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の充実

福祉課及び関係機関は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけ、防災知識の普及・啓発に努める。

2. 社会福祉施設等における防災対策

(1) 防災施設等の整備

社会福祉施設の管理者は、施設の安全性の確保に努める。また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行

うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、福祉課との連携のもとに、施設相互間、近隣住民及び自主防災組織等の協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

(4) 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、当該施設における避難確保計画を作成するとともに、その内容に基づいた避難訓練を実施する。

(5) 認定こども園における対策

認定こども園においては、非常用発電機や投光器など、業務の継続に必要な資機材及び備蓄食料、非常用トイレその他保育の継続に必要な消耗品等を整理し、備蓄を図る。

3. 要配慮者利用施設への対応

(1) 浸水想定区域における措置

① 災害情報の伝達

危機管理課は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するため、同区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する人々が利用する施設）を把握し、同施設の管理者等が洪水時等に適切に対応できるよう、防災行政無線又は電話等により防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

② 避難計画の策定

防災会議は、洪水時等において要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合は、当該施設の名称、所在地のほか、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を本計画に定めるものとする。

また、危機管理課は、当該施設に対し、同法第15条の3に基づき必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するよう指導する。

なお、対象施設の名称、所在地等は、資料編に記載する。

(2) 土砂災害警戒区域における措置

① 災害情報の伝達

危機管理課は、土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するため、同区域内の要配慮者利用施設を把握し、同施設の管理者等が土砂災害が発生するおそれがある場合に適切に対応できるよう、防災行政無線又は電話等により防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

② 避難計画の策定

防災会議は、土砂災害が発生するおそれがある場合において要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合は、当該施設の名称、所在地のほか、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を本計画に定める

ものとする。

また、危機管理課は、当該施設に対し、同法第8条の2に基づき必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するよう指導する。

なお、対象施設の名称、所在地等は、資料編に記載する。

4. 外国人への防災対策

市民生活課は、言語、生活習慣、宗教、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、平時から外国人コミュニティや大学、企業等と連携し、外国人の所在把握や個人情報管理を行うとともに、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう住民登録時等多様な機会に防災対策の周知を図る。

また、防災教育・訓練の実施、情報伝達網の整備や通訳の確保などのほか、県等と連携し、災害多言語支援センターの設置が可能な体制の確保に努める。

なお、危機管理課は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、避難所の整備に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

災害が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらに生活関連施設の機能障害などの発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

1. 初動体制

市は、気象注意報、警報等に対応して、情報連絡体制、災害警戒本部を設置する。

2. 配備体制

(1) 配備基準

災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

なお、実際の職員の参集状況や対応の必要性などの判断をしながら、柔軟に対応する。

■配備体制（風水害）

配備段階		配備基準	配備を要する部署
連絡体制	第1配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市に次の注意報のうち何れかが発表されたとき（自動配備） ① 大雨注意報 ② 高潮注意報 ③ 洪水注意報 2. 水防法により「待機」又は「準備」の警告が発表されたとき 3. 民間の気象情報・河川情報により、市域に気象災害のおそれがあるとき 4. その他危機管理課長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課
災害警戒本部（災害即応体制）	第2配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市に次の警報のうち何れかが発表されたとき（自動配備） ① 大雨警報 ② 高潮警報 ③ 洪水警報 ④ 暴風警報 2. 水防法による「出動」及び「警戒」の警告が発表されたとき 3. 比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害が発生したとき、又は大きな被害の発生が予想されるとき 4. 深夜から明け方に前記の警報の発表が予想されるとき 5. 市に土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき、又は、深夜から明け方に前記の情報の発表が予想されるとき 6. その他副市長（本部長）が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・全部長及び教育次長 ・危機管理課 ・総務課長 ・管財契約課長 ・市民生活課長 ・天津小湊支所長 ・健康推進課長 ・福祉課長 ・子ども支援課長 ・農林水産課長 ・都市建設課長 ・水道課長 ・学校教育課長 ・生涯学習課長 ・状況に応じ、各所属職員を登庁させる
災害対策本部	第3配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民の生命・身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき 2. 記録的短時間大雨情報、土壌雨量指数の情報が発表されたとき 3. 市に次の特別警報のうち何れかが発表されたとき ① 大雨 ② 暴風 ③ 高潮 ④ 波浪 4. 市域の広範囲にわたる災害が発生すると予測されたとき 5. 小型～中型台風が関東地方に影響を及ぼすおそれがあるとき 6. 以下に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長（本部長）が必要と認めたとき ア. 大規模停電・断水等が発生し、回復までに長期間を有すると見込まれるとき イ. 本市の全域又は一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき 7. その他市長（本部長）が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・全所属の班長及び副班長 ・消防団長 ・状況に応じ、各所属職員を登庁させる（概ね所属職員の3分の1）

第4 配備	1. 第3配備体制では対処できない規模に災害が拡大するおそれがあるとき 2. 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき 3. 中型～大型台風が関東地方に影響を及ぼすおそれがあるとき 4. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・第3配備に加え、状況に応じ、各所属班員を登庁させる（概ね所属職員の3分の2）
第5 配備	1. 市全域に甚大な災害が発生したときで、第4配備体制では対処できないとき 2. 市全域に甚大な災害が発生する事態が切迫しているとき 3. 大型台風が関東地方を通過するおそれがあるとき 4. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	全職員

(2) 配備の決定

危機管理課長は、災害情報を収集し災害情報及び必要な対策を市長又は副市長に報告する。市長又は副市長は、報告に基づいて配備体制及び本部の設置を決定し、動員を指示する。

3. 職員の動員

(1) 動員方法

市長又は副市長は、本部員に配備及び動員を連絡する。各班長又は関係所属長は、所属職員に連絡する。

連絡は、電話及び庁内放送、職員参集メール等を用いる。

勤務時間外の場合は、職員参集メール、非常連絡網により連絡する。

(2) 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の勤務先とする。

なお、災害状況等により、やむをえず参集場所に行けない場合は、直近の庁舎とする。

(3) 動員報告

参集した職員は、所属単位に各班長を通じて動員報告を行う。

また、報告を確認する体制を整備し、確実に実施する。

4. 災害警戒本部

(1) 設置基準

災害警戒本部は、第2配備段階に該当した場合に自動的に設置するほか、副市長（本部長）が警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、市役所に設置する。

(2) 組織

災害警戒本部は、副市長（本部長）、企画総務部長（副本部長）、その他の部長及び配備体制に掲げる所属長を本部員として組織し、その運営については災害対策本部を準用する。

(3) 指揮の権限

災害警戒本部の設置及び指揮は、副市長（本部長）の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。なお、本部長及び副本部長の代替職員については、次のとおりとする。

■部長及び代替職員

名 称	本部長	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
本部長	副市長	企画総務部長	危機管理課長
副本部長	企画総務部長	危機管理課長	本部長が 指定する職員

(4) 活動

災害警戒本部の活動は、次のとおりである。

■災害警戒本部の活動内容

○災害情報の収集	○関係機関との連絡・調整
○災害危険箇所の警戒巡視	○所管施設の警戒巡視及び予防措置
○軽微な被害への応急対策	○住民への災害広報

(5) 災害警戒本部の廃止

副市長（本部長）は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、災害警戒本部を廃止する。

(6) 災害対策本部への移行

副市長（本部長）は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行すべき旨を市長に報告する。

5. 災害対策本部

(1) 設置基準

災害対策本部は、配備基準に該当し、市長（本部長）が必要と認めたときに設置する。

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として、市役所本庁舎4階会議室に設置する。被災のため使用できない場合は、災害の状況により総合保健福祉会館に設置する。

■災害対策本部の設置場所

区 分	設置順位	設置場所
災害対策本部	1	市役所本庁舎4階会議室
	2	総合保健福祉会館（ふれあいセンター）

(3) 災害対策本部設置の通知

本部事務局は、本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他必要な防災関係機関等に通知する。

■本部設置の通知

通 知 先	通 知 方 法
市各課	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭
防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭
一般市民	市防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全・安心メール
報道機関	電話、口頭

隣接市町村	電話、文書、県防災行政無線
-------	---------------

(4) 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、市長（本部長）の権限により行われるが、市長（本部長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■本部長及び代替職員

名 称	本部長、副本部長	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
本部長	市 長	副市長	企画総務部長
副本部長	副市長	企画総務部長	危機管理課長

(5) 本部の組織

災害対策本部の組織及び編成は「鴨川市災害対策本部条例」及び「鴨川市災害対策本部規則」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

① 本部の組織

本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・本部の設置・廃止の決定、避難の勧告・指示の発令、警戒区域の設定、自衛隊の災害派遣要請の権限をもつ。
副本部長 (副市長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補佐をし、本部長に事故あるときはその職務を代理する。 ・本部長が適切に判断するために必要なアドバイスが行えるよう、各班からの情報を収集・分析する。
本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

② 班

災害対策を行うため本部に班をおく。班長、副班長及び班員は、市長（本部長）が指名する。

班長	<ul style="list-style-type: none"> ・班における職員の活動を統括する。 ・班内における人員の配置・補充、他機関への応援の要請等を行う。
副班長	<ul style="list-style-type: none"> ・班長の補佐をし、班長に事故あるときはその職務を代理する。
班員	<ul style="list-style-type: none"> ・班長の指示にしたがって対策を実行する。

③ 本部会議

市長（本部長）は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。

本部員	教育長、全部長、全所属長、その他市長が認める者
本部会議 の協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部配置体制の決定 ○避難所等の開設決定 ○避難の勧告等の決定 ○自衛隊派遣要請依頼の決定 ○災害救助法適用申請の決定 ○県及び他市町村への応援要請の決定 ○その他重要事項の決定 <p>※市長（本部長）が最終決定権限を有する。</p>

(6) 災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

に行う。

災害対策本部の廃止については、警報等の解除状況だけでなく、市全体の被害状況についても考慮して、総合的に判断する。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

■災害対策本部の組織



■各班共通事務

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 避難所の運営に関する事
2. 所管の被害把握及び復旧に関する事
3. 関係する機関、団体等との連絡調整に関する事
4. 本部長の命による業務に関する事 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|

■災害対策本部事務分掌 ※繁忙期によっては班内で協力すること

班	担当	事務分掌（平時からの準備を含む全期間）	事務分掌（発災～12時間程度）	事務分掌（発災～3日間）
本部事務局	防災班	危機管理課 1. 本部事務局に関する事 ①気象等、災害情報の受理、伝達に関する事 ②避難の勧告及び指示に関する事 ③被害情報のとりまとめ及び国・県への報告に関する事 ④災害対策本部の庶務に関する事 2. 防災拠点に関する事 ①防災拠点との連絡に関する事 3. 協定施設避難所及び広域避難に関する事 4. 災害救助法に基づく救助の総括に関する事 5. その他他班に属さないこと	1. 本部事務局に関する事 ①気象等、災害情報の受理、伝達に関する事 ②避難の勧告及び指示に関する事 ③被害情報のとりまとめ及び国・県への報告に関する事 ④災害対策本部の庶務に関する事 2. 防災拠点に関する事 ①防災拠点との連絡に関する事 3. 協定施設避難所及び広域避難に関する事	1. 本部事務局に関する事 ①気象等、災害情報の受理、伝達に関する事 ②避難の勧告及び指示に関する事 ③被害情報のとりまとめ及び国・県への報告に関する事 ④災害対策本部の庶務に関する事 2. 防災拠点に関する事 ①防災拠点との連絡に関する事 3. 協定施設避難所及び広域避難に関する事 4. 災害救助法に基づく救助の総括に関する事 5. その他他班に属さないこと
	総務班	総務課 財政課 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 1. 職員の動員及び配備に関する事 ①職員参集把握に関する事 ②職員の必要物資の調達に関する事 ③職員の配置計画に関する事 2. 災害救助法に基づく救助に要する費用の支弁に関する事 3. 本部事務局に関する事 ①災害対策本部の事務の補助に関する事 ②県、他市町村及び関係機関等との相互連絡に関する事 ③自衛隊派遣要請及び調整に関する事 ④緊急消防援助隊の要請に関する事 4. 応援に関する事 ①職員を被災地へ応援派遣する調整に関する事 5. 受援に関する事 ①応援機関との連絡調整に関する事 ②応援要員の受入れに関する事 ③応援要員の支援に関する事 6. 広報に関する事 ①災害広報に関する事 ②災害記録の保存及び公表に関する事 ③報道機関との連絡調整に関する事 7. 秘書に関する事 ①本部長、副本部長の秘書に関する事 ②被害を受けた地域の視察及び慰問に関する事 8. 市議会及び議員との連絡調整に関する事	1. 職員の動員及び配備に関する事 ①職員参集把握に関する事 3. 本部事務局に関する事 ①災害対策本部の事務の補助に関する事 ②県、他市町村及び関係機関等との相互連絡に関する事 ③自衛隊派遣要請及び調整に関する事 ④緊急消防援助隊の要請に関する事 6. 広報に関する事 ①災害広報に関する事 7. 秘書に関する事 ①本部長、副本部長の秘書に関する事	1. 職員の動員及び配備に関する事 ①職員参集把握に関する事 ②職員の必要物資の調達に関する事 ③職員の配置計画に関する事 2. 災害救助法に基づく救助に要する費用の支弁に関する事 3. 本部事務局に関する事 ①災害対策本部の事務の補助に関する事 ②県、他市町村及び関係機関等との相互連絡に関する事 ③自衛隊派遣要請及び調整に関する事 ④緊急消防援助隊の要請に関する事 5. 受援に関する事 ①応援機関との連絡調整に関する事 ②応援要員の受入れに関する事 6. 広報に関する事 ①災害広報に関する事 ③報道機関との連絡調整に関する事 7. 秘書に関する事 ①本部長、副本部長の秘書に関する事

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（平時からの準備を含む全期間）	事務分掌（発災～12時間程度）	事務分掌（発災～3日間）	
本部事務局	情報班	企画政策課 管財契約課	1. 管財に関する事 ①臨時電話・その他の機材確保に関する事 ②庁舎及び庁内施設・設備の保全に関する事 ③車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事 ④災害対策に係る契約に関する事 2. 情報に関する事 ①情報の受付に関する事 ②情報のとりまとめに関する事	1. 管財に関する事 ①臨時電話・その他の機材確保に関する事 ②庁舎及び庁内施設・設備の保全に関する事 2. 情報に関する事 ①情報の受付に関する事 ②情報のとりまとめに関する事	1. 管財に関する事 ①臨時電話・その他の機材確保に関する事 ②庁舎及び庁内施設・設備の保全に関する事 ③車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事 2. 情報に関する事 ①情報の受付に関する事 ②情報のとりまとめに関する事
	会計班	会計課	1. 被災経費の出納に関する事		
	調査班	税務課	1. 被害発生状況の把握に関する事 ①被害状況の確認に関する事 2. 家屋被害調査に関する事 ①家屋の被害調査に関する事 ②り災証明に関する事 3. 税金の減免等災害時の税制措置に関する事	1. 被害発生状況の把握に関する事 ①被害状況の確認に関する事	1. 被害発生状況の把握に関する事 ①被害状況の確認に関する事
	市民生活班	市民生活課 天津小湊支所	1. 市民生活に関わる事 ①相談窓口、手続き窓口対応に関する事 ②行方不明者の把握に関する事 ③遺体の安置・処理・火葬に関する事 2. 市民の把握に関する事 ①避難者把握に関する事 ②市民の安否確認、避難先等の把握に関する事 ③被災者台帳の作成に関する事 3. 被災者相談窓口に関する事 4. 外国人への対応に関する事	1. 市民生活に関わる事 ②行方不明者の把握に関する事 2. 市民の把握に関する事 ①避難者把握に関する事 ②市民の安否確認、避難先等の把握に関する事 ③被災者台帳の作成に関する事 4. 外国人への対応に関する事	1. 市民生活に関わる事 ②行方不明者の把握に関する事 ③遺体の安置・処理に関する事 2. 市民の把握に関する事 ①避難者把握に関する事 ②市民の安否確認、避難先等の把握に関する事 ③被災者台帳の作成に関する事 4. 外国人への対応に関する事
	環境班	環境課 清掃センター 衛生センター	1. 被災地の環境に関する事 ①大気・河川等の監視に関する事 ②環境汚染対策に関する事 2. 家庭動物に関する事 3. 被災地のゴミの収集・処理に関する事 4. 災害廃棄物に関する事 5. 被災地のし尿汚物の処理に関する事 ①仮設トイレの確保・設置に関する事 ②し尿収集・処理に関する事	5. 被災地のし尿汚物の処理に関する事 ①仮設トイレの確保・設置に関する事	2. 家庭動物に関する事 3. 被災地のゴミの収集・処理に関する事 4. 災害廃棄物に関する事 5. 被災地のし尿汚物の処理に関する事 ①仮設トイレの確保・設置に関する事 ②し尿収集・処理に関する事
医療支援班	健康推進課	1. 傷病者の応急救護に関する事 ①救護センター設置に関する事 ②医薬品・医療用資器材等の確保に関する事 ③応急医療の調整に関する事 ④傷病者の収容・搬送に関する事 ⑤医療要援護者の支援に関する事 2. 市民の健康管理に関する事 ①市民の健康管理及び防疫に関する事 ②被災地の消毒に関する事	1. 傷病者の応急救護に関する事 ①救護センター設置に関する事 ②医薬品・医療用資器材等の確保に関する事 ③応急医療の調整に関する事 ④傷病者の収容・搬送に関する事	1. 傷病者の応急救護に関する事 ①救護センター設置に関する事 ②医薬品・医療用資器材等の確保に関する事 ③応急医療の調整に関する事 ④傷病者の収容・搬送に関する事 ⑤医療要援護者の支援に関する事	

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（平時からの準備を含む全期間）	事務分掌（発災～12時間程度）	事務分掌（発災～3日間）
福祉班	福祉課 子ども支援課 認定こども園	1. 住民の福祉に関する事 ①要配慮者への支援に関する事 ②福祉避難所の開設・運営に関する事 ③日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ④ボランティア活動調整に関する事 ⑤要配慮者利用施設の避難計画に関する事（浸水想定区域内等） ⑥各種給付対策に関する事 ⑦義援金に関する事 2. 認定こども園に関する事 ①応急教育・応急保育の実施に関する事	1. 住民の福祉に関する事 ①要配慮者への支援に関する事	1. 住民の福祉に関する事 ①要配慮者への支援に関する事 ③日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関する事
産業班	農林水産課 農業委員会事務局 商工観光課	1. 所管の被害把握及び復旧に関する事 ①農林漁業施設の被害調査点検に関する事 ②農林漁業施設の復旧に関する事 ③治山・治水に関する事 ④家畜等の被害の調査に関する事 2. 食料、生活必需品の調達及び配布に関する事 3. 帰宅困難者に関する事 ①帰宅困難者の把握に関する事 ②一時滞在施設の開設及び収容に関する事	1. 所管の被害把握及び復旧に関する事 ①農林漁業施設の被害調査点検に関する事 ②農林漁業施設の復旧に関する事 ③治山・治水に関する事 ④家畜等の被害の調査に関する事 2. 食料、生活必需品の配布（備蓄品）に関する事 3. 帰宅困難者に関する事 ①帰宅困難者の把握に関する事	1. 所管の被害把握及び復旧に関する事 ①農林漁業施設の被害調査点検に関する事 ②農林漁業施設の復旧に関する事 ③治山・治水に関する事 ④家畜等の被害の調査に関する事 2. 食料、生活必需品の調達及び配布に関する事 3. 帰宅困難者に関する事 ①帰宅困難者の把握に関する事 ②一時滞在施設の開設及び収容に関する事
土木班	都市建設課	1. 所管施設の対策に関する事 ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検に関する事 ②道路・橋梁・河川等の復旧に関する事 ③水防活動に関する事 ④がけ崩れの点検・復旧に関する事 ⑤道路情報収集に関する事 ⑥緊急輸送路確保に関する事 ⑦障害物除去に関する事 ⑧復旧資材の確保調達に関する事 2. 宅地・住宅・建築物の対策に関する事 ①被災宅地の危険度判定に関する事 ②被災建築物の応急危険度判定に関する事 ③仮設住宅、公営住宅・公共施設・公園の点検、復旧に関する事 ④仮設住宅の設営及び修理に関する事	1. 所管施設の対策に関する事 ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検に関する事 ②道路・橋梁・河川等の復旧に関する事 ③水防活動に関する事 ④がけ崩れの点検・復旧に関する事 ⑤道路情報収集に関する事 ⑦障害物除去に関する事	1. 所管施設の対策に関する事 ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検に関する事 ②道路・橋梁・河川等の復旧に関する事 ③水防活動に関する事 ④がけ崩れの点検・復旧に関する事 ⑤道路情報収集に関する事 ⑥緊急輸送路確保に関する事 ⑦障害物除去に関する事 ⑧復旧資材の確保調達に関する事 2. 宅地・住宅・建築物の対策に関する事 ②被災建築物の応急危険度判定に関する事
水道班	水道課	1. 被災地における給水に関する事 2. 水道施設の点検・復旧に関する事 3. 応急・応援給水対策に関する事 4. 南房総広域水道企業団その他関係機関との連絡調整に関する事	2. 水道施設の点検・復旧に関する事	1. 被災地における給水に関する事 2. 水道施設の点検・復旧に関する事 3. 応急・応援給水対策に関する事
教育班	学校教育課 小学校 中学校 学校給食センター 生涯学習課 図書館	1. 生徒、児童に関する事 ①生徒・児童の避難・救護に関する事 ②災害時の応急教育に関する事 ③被災生徒・児童に対する学用品の支給に関する事 2. 避難所に関する事 ①避難所運営の統括に関する事	1. 生徒、児童に関する事 ①生徒・児童の避難・救護に関する事 2. 避難所に関する事 ①避難所運営の統括に関する事	1. 生徒、児童に関する事 ①生徒・児童の避難・救護に関する事 2. 避難所に関する事 ①避難所運営の統括に関する事

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（平時からの準備を含む全期間）	事務分掌（発災～12時間程度）	事務分掌（発災～3日間）
広域拠点班	スポーツ振興課	1. 広域防災拠点に関する事 ①広域防災拠点の開設・運営支援に関する事 ②自衛隊等災害派遣部隊の受入れに関する事 ③ヘリコプター離発着場対応に関する事 2. 物資集積場所の開設、管理に関する事 ①物資集積場所の開設、救援物資の受入れ、整理に関する事	1. 広域防災拠点に関する事 ①広域防災拠点の開設に関する事	1. 広域防災拠点に関する事 ①広域防災拠点の開設・運営支援に関する事 ②自衛隊等災害派遣部隊の受入れに関する事 ③ヘリコプター離発着場対応に関する事 2. 物資集積場所の開設、管理に関する事 ①物資集積場所の開設、救援物資の受入れ、整理に関する事
国保病院		1. 施設の被害調査・復旧及び入院患者の安全確保に関する事 2. 被災者の医療に関する事	1. 施設の被害調査・復旧及び入院患者の安全確保に関する事 2. 被災者の医療に関する事	1. 施設の被害調査・復旧及び入院患者の安全確保に関する事 2. 被災者の医療に関する事
消防対策班	消防団	1. 消防団の動員に関する事 2. 消防機関との連絡に関する事 3. 被害情報の収集に関する事 4. 水防活動に関する事 5. 災害の警戒及び防御に関する事 6. 被災者の捜索及び救出に関する事 7. 活動に関する資機材の調達及び補給に関する事 8. 避難者の誘導案内に関する事	1. 消防団の動員に関する事 2. 消防機関との連絡に関する事 3. 被害情報の収集に関する事 4. 水防活動に関する事 5. 災害の警戒及び防御に関する事 6. 被災者の捜索及び救出に関する事 7. 活動に関する資機材の調達及び補給に関する事 8. 避難者の誘導案内に関する事	1. 消防団の動員に関する事 2. 消防機関との連絡に関する事 3. 被害情報の収集に関する事 4. 水防活動に関する事 5. 災害の警戒及び防御に関する事 6. 被災者の捜索及び救出に関する事 7. 活動に関する資機材の調達及び補給に関する事 8. 避難者の誘導案内に関する事

第2節 情報収集伝達

項目	実施担当	関係機関
1. 情報連絡体制	本部事務局	
2. 気象情報等の収集伝達	本部事務局	県、銚子地方気象台
3. 被害情報の収集・調査	各班	警察署、消防本部
4. 災害報告	本部事務局	県

1. 情報連絡体制

(1) 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信施設を活用する。

本部事務局は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理を行う。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	市・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	県防災行政無線	市～県・近隣市町・防災関係機関
	市防災行政無線（固定系）	市～災害現場・避難所・防災関係機関・住民等
	市防災行政無線（移動系）	市～災害現場
	簡易デジタル業務無線（消防団配備）	市～災害現場
口頭	広報車	市～住民等

(2) 代替通信施設の利用

本部事務局は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

■代替通信施設

手段	内容
非常・緊急通話	あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話（株）に申し出ることにより接続する。
非常・緊急電報	東日本電信電話（株）に非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げ発信を依頼する。
専用通信施設の利用	それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。 ① 県の無線通信施設 ② 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設ア．警察通信施設

	イ. 国土交通省関係通信施設 ウ. 勝浦海上保安署通信施設 エ. 日本赤十字社通信施設 オ. 東日本電信電話（株）千葉支店通信施設 カ. 東京電力パワーグリッド（株）通信施設 キ. 日本放送協会千葉放送局通信施設 ク. 東京ガス（株）通信施設
アマチュア無線	アマチュア無線の協力により被害情報を収集する。

(3) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

県では、災害対策基本法第55条及び第56条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、別に定める「災害時における放送要請に関する協定」により、日本放送協会千葉放送局、（株）ニッポン放送、千葉テレビ放送（株）、（株）ベイエフエムに放送の要請を行う。

なお、市長（本部長）が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、県の定める「緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について」により、県を通じ日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

(4) 非常通信の利用方法

本部事務局は、公衆電気通信施設が使用できない状態になった場合又は特に緊急を要する事態が生じたときで、他の通信施設を利用したほうが速やかに連絡できると認めた場合は、防災関係機関の通信施設の利用を図る。

2. 気象情報等の収集伝達

(1) 気象情報

銚子地方気象台は、次の気象情報を発表する。本市が属する予報区は、南部（一次細分区域名）、夷隅・安房（二次細分予報区）である。

■気象注意報・警報等の種類

注 意 報	気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報
		高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報
		浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる） 地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）
警 報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
		高潮警報・波浪警報・洪水警報
		浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）
		地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）
特別警報		大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪（数十年に一度の現象）
記録的短時間大雨情報		1時間雨量で100mmを越す降水が観測された場合
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける

(2) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利

用に適合する予報・警報をもって行う。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(3) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長（本部長）は、知事から、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

- 実効湿度が60%以下で最小湿度30%以下になる見込みのとき。
- 平均風速15メートル以上の風が吹く見込みのとき。
- ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
- （注）基準値は気象官署の値（但し、銚子地方気象台は15メートル以上）

(4) 火災警報

市長（本部長）は、次の場合に市民に対して火災の警戒を喚起するために火災警報を発令することができる。

■火災警報の基準

- 消防法の規定により知事から火災気象通報を受けたとき。
- 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき。

(5) 水防警報

知事は、銚子地方気象台の気象情報等から洪水のおそれがあると認めたときは、水防警報を発令し、水防管理者に通知する。また、県と銚子地方気象台は、加茂川において洪水のおそれがあると認めたときは、洪水予報を発表し、水防管理者に通知する。水防管理者は、水防警報、洪水予報の通知を受けたときは、消防団に待機又は出動の措置をとらせる。

(6) 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を共同発表する。県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する。

また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

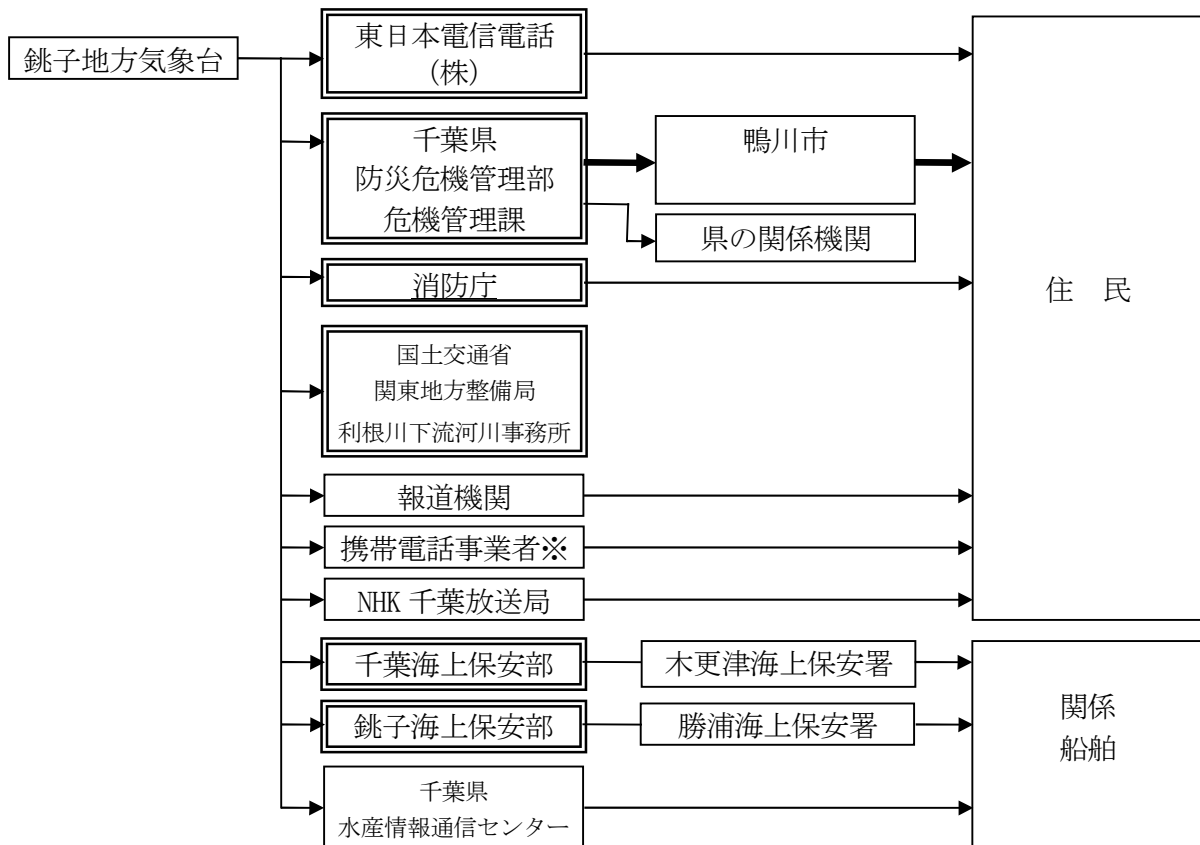
■土砂災害警戒情報の発表基準

警戒基準	大雨警戒が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。
警戒解除基準	降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。
暫定基準	地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

(7) 特別警報・警報・注意報等の伝達系統

特別警報・警報及び注意報等の伝達系統は図の通りである。

■特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



1. 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
2. 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
3. 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
4. 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT 公衆回線等で行う。

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

3. 被害情報の収集・調査

各班は、災害発生後直ちに被害状況の収集活動を開始し、必要に応じて警察署、消防署等その他、関係機関との密接な連絡をとりながら災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある異常な現象（火災、異常水位、がけ崩れ、地すべり等）を発見した者は、市長（本部長）又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

市長（本部長）は、異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、銚子地方気象台及びその事象に関係のある機関に通報する。

(2) 初期情報の収集・報告

異常現象発見の通報を受けたとき、又は災害の発生が予想されるときは、調査班、土木班及び消防対策班等は現場を巡回し警戒にあたる。各班は所管施設の警戒監視にあたる。

(3) 災害調査

各班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各調査担当班は、調査した結果をまとめ、本部事務局に提出する。各調査担当及び調査対象は、次のとおりである。

■調査の対象及び担当

調査対象	調査担当
住家被害	調査班
人的被害	市民生活班
農業作物、農業施設被害、林業被害	産業班
商業被害、工業被害	産業班
河川、道路、橋梁被害、漁港、がけ崩れ、公園施設、下水路施設被害	土木班、産業班
水道施設被害	水道班
医療施設被害	医療支援班
廃棄物処理施設被害	環境班
福祉施設被害	福祉班、医療支援班
教育施設被害、社会教育施設被害	教育班、広域拠点班
文化・観光施設被害	教育班、産業班
危険物施設被害	消防本部

また、必要に応じて、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認や、無人航空機（ドローン）を活用した被害情報の収集について調整する。

4. 災害報告

(1) 県への報告

市長（本部長）は、災害対策基本法第53条の規定により、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局に報告する。県への報告の詳細は、「千

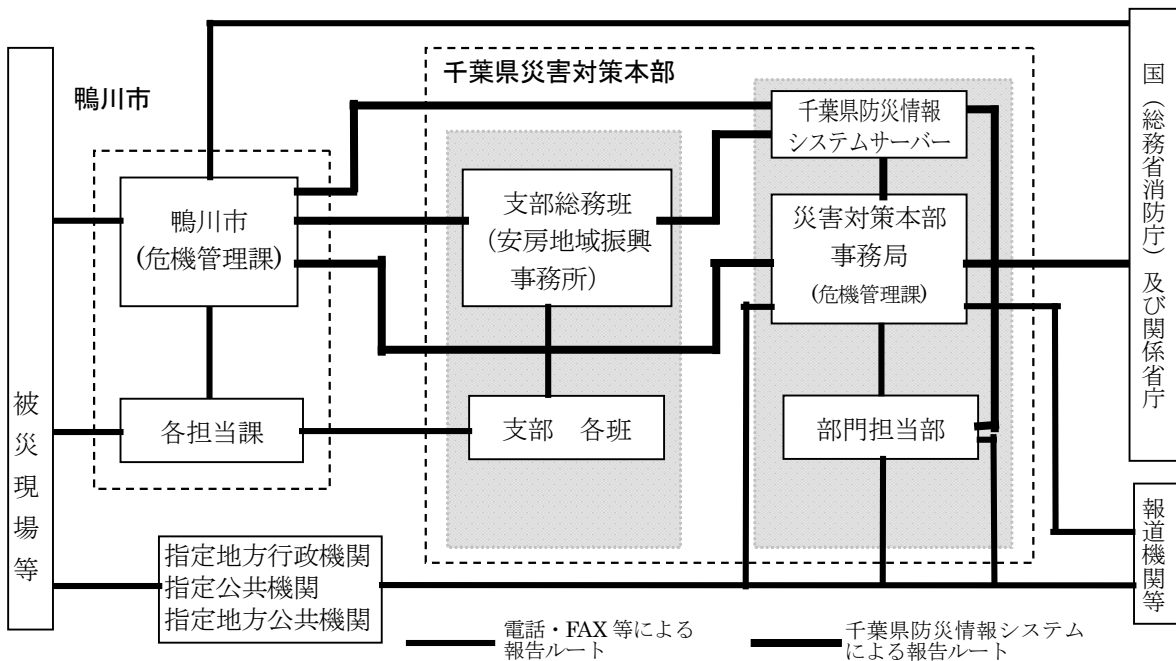
「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

県へ報告すべき事項は次のとおりである。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の状況（被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する。）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ア. 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - イ. 主な応急措置の実施状況
 - ウ. その他必要事項
- ⑥ 災害による市民等の避難の状況
- ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑧ その他必要な事項

また、被害情報等の報告経路概要図は、次のとおりである。

■ 報告経路概要図



(2) 国への報告

本部事務局は、次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後 30 分以内）。

- 「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）
- 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（消防庁）とする場合

(3) 報告責任者の選任

市及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区分	所掌事務	市	防災関係機関
総括責任者	市及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	市に1名	各機関に1名
取扱責任者	市及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	市において所掌事務等を勘案して定める。	各機関において所掌事務等を勘案して定める。

(4) 報告先と連絡方法

国、県及び安房地域振興事務所に行く被害報告の報告先は、次のとおりである。

① 総務省消防庁

時間区分	報告先区分	消防防災無線（県防災行政無線）			一般加入電話	
		系統	電話	FAX	電話	FAX
勤務時間内	応急対策室	地上系	120-90-49013	120-90-49033	03-5253-7527	03-5253-7537
		衛星系	048-500-90-49013	048-500-90-49033		
勤務時間外	消防庁宿直室	地上系	120-90-49102	120-90-49036	03-5253-7777	03-5253-7553
		衛星系	048-500-90-490102	048-500-90-49036		

② 千葉県

時間区分	報告先区分	県防災行政無線			一般加入電話	
		系統	電話	FAX	電話	FAX
勤務時間内	県危機管理課	地上系	500-7309	500-7298	043-223-2175	043-222-1127
		衛星系	012-500-7309	012-500-7298		
勤務時間外	県防災行政無線統制室	地上系	500-7225	500-7110	043-223-2178	043-222-5219
		衛星系	012-500-7225	012-500-7110		

③ 安房地域振興事務所

時間区分	報告先区分	県防災行政無線		一般加入電話	
		電話	FAX	電話	FAX
	地域振興課	509-721・723	509-722	0470-22-7111	0470-22-0074

④ 安房土木事務所

時間区分	報告先区分	県防災行政無線		一般加入電話	
		電話	FAX	電話	FAX
	維持課	509-733・731	509-732	0470-22-4348	0470-23-8349
	鴨川出張所	556-721・723	556-722	04-7092-1107	04-7093-2190

第3節 災害広報・広聴活動

項目	実施担当	関係機関
1. 市の行う広報	本部事務局	各防災関係機関
2. 避難所での広報	本部事務局	
3. 報道機関への対応	本部事務局	
4. 被災者相談	市民生活班、調査班、産業班、 土木班、福祉班	

1. 市の行う広報

本部事務局は、災害の推移や緊急度により、次の手段によって住民への広報を行う。必要に応じて、消防本部の協力を得る。

(1) 市の広報活動

被災地域に対する広報活動を次の方法によって行う。

- ア. 新聞・ラジオ・テレビ等を利用して適時に広報を行う。
- イ. 広報紙、チラシ、ポスター等を作成して配布又は避難所に貼付する。
- ウ. 広報車を利用して巡回する。
- エ. 防災行政無線、安全・安心メール、市ホームページ、SNS等を利用して一斉に広報する。

(2) 広報内容

広報内容は、次に掲げる事項を中心とする。

- ① 災害発生前の広報
 - ア. 災害の規模、動向、今後の予想に関する情報
 - イ. その他被害及び混乱防止に必要な注意事項の呼びかけ
- ② 災害発生時の広報
 - ア. 二次災害に関する情報
 - (ア) ガスの元栓を閉めること及び電気のブレーカーを切る等の指示
 - (イ) ガス器具、電気器具及び石油ストーブ等の火災予防の注意喚起
 - イ. 被害情報及び被災状況に関する情報
 - (ア) 人及び家屋関係
 - (イ) 公益事業関係
 - (ウ) 交通施設関係
 - (エ) がけ崩れその他地盤関係
 - (オ) 土木施設関係
 - (カ) 農林水産関係
 - (キ) 商工業関係
 - (ク) 教育関係
 - (ケ) その他
 - ウ. 市の災害対策関係及び活動状況に関する情報
 - (ア) 本部の設置
 - (イ) その他

エ. 避難方法等に関する情報

(ア) 避難の指示・勧告

(イ) 避難の際の注意及び避難場所の周知

オ. 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

カ. その他一般市民及び被災者への必要な広報事項

③ 被災者への広報

ア. 救護センター、避難所の開設状況

イ. 医療救護、衛生知識の周知

ウ. 給水、給食等の実施状況

エ. 停電、断水等ライフラインに関する途絶及び復旧の状況

オ. 通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況

カ. 被災地の状況

キ. その他

④ 流言飛語の防止に関する情報

⑤ 県外で発生した災害に係る支援に関する情報

(3) 災害記録の保存・公表

本部事務局は、被災状況や対策実施状況等の災害記録を保存し、必要に応じて公表する。

2. 避難所での広報

本部事務局は、館内放送に加え、掲示板への掲示や避難所及び自治組織を通じて災害広報紙を配布する。

また、福祉班との連携により、要配慮者に配慮し口頭伝達など避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所での広報項目例

○災害の状況	○施設使用方法等の注意事項
○生活ルール	○生活支援対策のお知らせ
○その他各種対策のお知らせ	○避難所運営等への協力要請

3. 報道機関への対応

(1) 広報の要請

本部事務局は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民広報、救援物資等の支援に関する広報を要請する。この際、情報及び必要な資料等を提供し、広報を要請する。

(2) 報道発表

本部事務局は、市役所本庁舎等に記者発表場所を設置し、定時型の記者発表を行う。必要に応じて臨時の記者発表を行う。

なお、あらかじめ情報提供ルールや取材時の制限、対応項目、他の応急業務との優劣等を定めておくことにより、対応の効率化と担当職員の負担軽減を図る。

■記者発表の項目例

○災害の種別	○発生年月日、時刻
○災害の発生場所及び被害激甚地域	○被害状況
○二次災害等その他の情報	○応急・復旧対策
○災害対策本部の設置又は廃止	○住民への情報

(3) 取材活動での要請

本部事務局は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。また、避難者への取材は、プライバシー等に配慮するように要請する。

4. 被災者相談

市民生活班は、住民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所本庁舎のほか、必要に応じて支所等に相談窓口を設置する。また、住民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には、必要に応じて各班の担当者を置くほか、応援職員の配置を図る。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

■相談窓口の内容

設置場所	市役所本庁舎等
相談窓口で扱う事項	<ul style="list-style-type: none"> ○捜索依頼の受付け（市民生活班） ○食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（産業班） ○り災証明書の発行（調査班） ○埋火葬許可書の発行（市民生活班） ○仮設住宅の申し込み（土木班） ○住宅の応急修理の申し込み（土木班） ○災害見舞金、義援金の受付け、払い出し（福祉班） ○生活資金等の相談等（福祉班）

第4節 災害救助法の適用

項目	実施担当	関係機関
1. 災害救助法の適用基準	本部事務局	
2. 被災世帯の算定	本部事務局	
3. 災害救助法の適用手続き	本部事務局	
4. 救助の実施	本部事務局	

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。鴨川市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	80以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	40以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号前段
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。※1	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第3号後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。※2	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号

※1 被災者への食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者への食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2. 被災世帯の算定

(1) 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■被災世帯の算定方法

被災住家1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯
	半壊（半焼）住家	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯

(2) 住家被害の認定

本部事務局は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。被害滅失、半壊等の認定は、「被害状況判定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。

■住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊（全焼・全流失）	居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70パーセント以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50パーセント以上に達した程度のも
住家の半壊（半焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20パーセント以上70パーセント未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20パーセント以上50パーセント未満のも
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、全壊・半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を世帯の単位として算定する。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	

3. 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

市長（本部長）は、本市の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法適用を知事に要請する。その場合には、次に掲げる事項について、緊急を要する場合は口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

■報告事項

○災害発生の日時及び場所	○災害の原因及び被害の概況・状況
○適用を要請する理由	○災害救助法適用の要否
○既にとった救助措置及びとろうとする救助措置	
○その他必要な事項	

(2) 適用要請の特例

市長（本部長）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指導を受けなければならない。

なお、災害救助法適用の申請に関しては、「災害救助の手引」によるものとする。

4. 救助の実施

災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長（本部長）へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき市長（本部長）が応急措置を実施する。

■災害救助法の適用となる救助の項目

救 助 の 種 類	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の設置及び供与	災害発生の日から20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分娩の日から7日以内
被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内
埋葬	10日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内
生業資金の貸与	1ヶ月以内

第5節 広域応援・自衛隊派遣要請

項目	実施担当	関係機関
1. 自治体等への応援派遣要請	本部事務局、水道班	
2. 消防の広域応援要請	本部事務局、広域拠点班	消防本部
3. 自衛隊の災害派遣	本部事務局	

1. 自治体等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■ 県への応援要請手続き

要請先	県防災危機管理部	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況 ○応援を必要とする理由 ○応援を希望する人員、物資等の品名、数量 ○応援を必要とする場所・活動内容 ○その他必要な事項 	災害対策基本法第68条

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する、又はその派遣について知事に対しあっせんをもとめる。

■ 指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんをもとめる場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	<ul style="list-style-type: none"> ○派遣の要請・あっせんを求める理由 ○職員の職種別人員数 ○派遣を必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他勤務条件 ○その他必要な事項 	派遣：災害対策基本法第29条 あっせん：災害対策基本法第30条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17

(3) 他市町村への応援・援助要請

市長（本部長）は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「災害時における相互援助に関する協定」に基づき、県内外の他市町村長に応援及び援助の要請を行う。

また、上記では、十分な対応ができないと見込まれる場合には、県を通じて総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」による応援職員の派遣要請を行う。

■県内市町村への応援要請手続き

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	○被害状況 ○応援の種類 ○応援の具体的内容及び数量 ○応援を希望する期間 ○応援場所及び応援場所への経路 ○その他必要な事項災害の状況
応援の種類	○食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ○被災地の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ○救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ○救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ○被災者の一時収容のための施設の提供 ○被災傷病者の受入れ ○遺体の火葬のための施設の提供 ○ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ○ボランティアの受入及び活動調整 ○全各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

■県内市町村への応援要請手続き

協定名	協定締結先
千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内の水道事業体、水道用水供給事業体
鴨川市と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定	東京都荒川区
災害時における相互援助に関する協定	東京都板橋区、栃木県日光市、山梨県都留市、群馬県渋川市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県南蒲原郡田上町、新潟県妙高市、福島県白河市、山形県最上郡最上町

(4) 水道事業体等の相互応援

市長（本部長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の中で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行うよう要請する。

(5) 資料の提供及び交換

- ① 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- ② 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

(6) 経費の負担

- ① 国又は他都県、市町村から市に職員派遣を受けた場合
国又は他都県、市町村から市に派遣を受けた職員への給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
- ② 指定公共機関等から協力を受けた場合
指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、

その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

(7) 民間団体等への協力要請

市長（本部長）は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認められるときは、各種団体等に対して協力を要請する。

(8) 応援隊の受入れ・活動支援

広域拠点班は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき広域防災拠点の開設、運営について、県と連携して支援を行う。

なお、応援隊の活動拠点施設として総合運動施設を指定し、受入れを行う。

また、本部事務局は、各班からの応援要請に基づき応援隊の派遣について、応援先の自治体等と調整し、受入れを行い応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

なお、宿泊先、食料、資機材等については、原則として応援者に要請する。

2. 消防の広域応援要請

(1) 消防相互応援

市長（本部長）又は消防長は、県内消防機関による広域的な応援の必要を認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な応援要請をする。

(2) 緊急消防援助隊

県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認めるときは、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう次の体制の確保を図る。

- | | |
|---------------------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 情報提供 | <input type="checkbox"/> 通信運用 |
| <input type="checkbox"/> 集結及びヘリコプター離発着場予定場所 | <input type="checkbox"/> 補給体制 |

3. 自衛隊の災害派遣

(1) 災害派遣要請

市長（本部長）は、人命又は財産の保護に必要が認められるときに、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができる。

■自衛隊の活動

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。 |
| <input type="checkbox"/> 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 |
| <input type="checkbox"/> 遭難者等の搜索救助
行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。 |

○水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

○消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

○道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

○応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

○人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

○給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

○物資の無償貸付又は貸与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

○危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

○その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 派遣要請の要求の手続き

市長（本部長）は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して文書により要求する。なお、緊急を要する場合は、電話又は口頭で次の事項を明らかにして要求し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

なお、事態の推移に応じ、派遣を要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

■災害派遣要請の手続き

要請事項	○災害の情况及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項
連絡先	千葉県防災危機管理部

(3) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受入体制

項目	内容
作業計画の作成	○作業箇所及び作業内容 ○作業箇所別必要人員及び必要機材 ○作業箇所別優先順位 ○作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ○部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係る関係のある管理者への了解を取りつける。
派遣部隊の受入れ	派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。 ○本部事務室 ○宿舎 ○材料置場、炊事場（野外の適切な広さ） ○駐車場（車1台の基準は3m×8m） ○指揮連絡用ヘリコプター離発着場
連絡窓口	○自衛隊派遣要請に係る県との連絡調整は、本部事務局に連絡窓口を一本化する。 ○自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

■ヘリコプター離発着場の必要地積 (注) 四方向に障害物のない広場のとき

機種	必要地積
OH-6J×1	約30m×30m
UH-1H×1	約36m×36m
UH-60×1	約50m×50m
CH-47×1	約100m×100m

(4) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を自主派遣することができる。

また、大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

(5) 経費の負担区分

次の費用は、市が負担する。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

■負担経費

○資機材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費 ○資機材等の借上料及び修繕費 ○宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料 ○宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等 ○その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(6) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（本部長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、知事に派遣部隊の撤収要請の依頼を行う

第6節 水防

項目	実施担当	関係機関
1. 水防組織	消防対策班	
2. 出動準備並びに出動	消防対策班	
3. 避難のための立退き	消防対策班	県
4. 水防解除	消防対策班	県
5. 協力応援	消防対策班	県
6. 水防体制の強化	消防対策班	県

1. 水防組織

市長（本部長）は、水防に関する予報、注意報及び警報等により水害が発生するおそれがあると認められたとき、又は現に水害が発生したときは、県水防計画を準用し、市災害対策本部事務分掌等に準じて処理する。ただし、市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

2. 出動準備並びに出動

水防警報が発せられたとき、水位が知事及び市長（本部長）が定めるはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、県及び市の水防計画で定めるところにより、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(1) 出動準備

水防管理者（市長）は次の場合、消防団に対し出動準備をさせる。

- ① 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される
とき。
- ② 気象状況等により、高潮の危険が予想されるとき。
- ③ 水防警報により、待機又は準備の指令が発令されたとき。
- ④ 上記以外で、水防管理者（市長）が、水防上必要があると認めたとき。

(2) 出動

水防管理者（市長）は、次の場合、直ちに消防団をあらかじめ定められた計画に基づき出動させ、警戒配置につかせる。

- ① 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- ② 潮位が上昇し、被害のおそれがあるとき。
- ③ 上記以外で、水防管理者（市長）が、水防上必要があると認めたとき。

3. 避難のための立退き

洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、警察署長と協議の上、必要と認められる区域の住民に対し、防災行政無線その他の方法により、立退き又はその準備を指示する。また、水防法第29条に基づく立ち退きは、警察署長と協議することなく通知することができる。なお、通知を指示した際はその旨を警察署長に通知する。

4. 水防解除

水防管理者(市長)は、水位がはん濫注意水位(警戒水位)以下に減じ、かつ危険がなくなったとき又は高潮の危険性がなくなったときは、水防解除を明示、これを一般に周知させるとともに、安房土木事務所長に対しその旨報告する。

5. 協力応援

水防管理者(市長)は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長、消防団長、消防長に応援を求めることができる。

6. 水防体制の強化

(1) 警察官の出動要請

水防管理者(市長)は、水防のための水防区域内の立入を禁止、盗難防止、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等必要があると認められるときは警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(2) 車両の移動等の措置命令、強制措置等について

水防活動時における緊急通行車両の通行を確保するため、警察官、消防吏員等(消防団員、水防団員等)による緊急通行車両の通行の確保のための措置等の規定(車両の移動等の措置命令、強制措置等の行為)により、水防管理者は警察署と密接な連絡をとって活動し、水防体制の強化を図る。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

本計画の第5節広域応援・自衛隊派遣要請に基づき要請する。

(4) 水位情報通知及び周知

平成19年3月から加茂川が水防法第13条の2に基づく「水位情報の通知及び周知」河川に指定された。

第7節 警備・交通・輸送

項目	実施担当	関係機関
1. 警備計画		警察署
2. 交通規制	土木班、本部事務局	警察署、県、国
3. 緊急輸送路の確保	土木班	県
4. 緊急通行車両等の確認	本部事務局	県公安委員会
5. 緊急輸送の実施	本部事務局	

1. 警備計画

(1) 災害警備の基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

① 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

② 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

③ 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(3) 警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

(4) 市の活動

消防対策班は、警察署や海上保安署等の関係機関の災害警備実施計画に協力し、住民の安全を守るため次の措置を講ずる。

- ① 住民が避難した地域については、地域安全活動を強化して、犯罪の予防、財産の保護等に努める。
 - ア. 住民の避難後の住宅密集地域等、商店街、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、自主的防犯組織等によるパトロール活動を支援するとともに、広報活動も実施し、犯罪の予防等を図る。
 - イ. 防犯協会等の自主的防犯組織に対して情報の提供・伝達を行うとともに、平常時からこれらの組織への支援等を行う。
- ② 大規模な災害発生時には自然発生的に地域住民による自警団が組織されることが予想されるので、自警団が行う防犯活動に対する支援を行う。

2. 交通規制

(1) 道路情報の収集及び提供

土木班は、警察署及び道路管理者と連絡をとり、その管理する道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。

① 調査及び報告

土木班は、調査の結果被災箇所を発見した場合は、下記の要領により報告する。

- ア. 市域の道路について被災箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を本部事務局に報告する。
- イ. 本部事務局は、アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに道路管理者に報告する。

② 県警本部

ア. 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

イ. 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

(2) 交通規制

警察署及び国道、県道の道路管理者等は、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線において、通行禁止又は制限等の措置をとる。交通規制を行う箇所には、検問所を設置し規制、警戒にあたる。

また、交通規制又は道路が被災した場合は、鴨川警察署及び県道、国道の道路管理者等と協議し、迂回路を設定する。

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施者等	規制を行う状況・内容	根拠法令
道路管理者	○道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条
公安委員会	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。 ○県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第4条 災害対策基本法第76条
鴨川警察署長	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	○道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。 ○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	道路交通法第6条 災害対策基本法第75条の3 災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	○警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3
海上保安署	○天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき航行制限を実施する。	海上保安庁法第18条

3. 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の確保

市は、自衛隊との連携等、道路啓開を行うために必要な体制をあらかじめ整備しておく。災害発生時には、土木班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を

点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、本部事務局は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、警察署と密接な連絡をとる。なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(2) 千葉県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、千葉県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。市の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。

■ 県の緊急輸送ネットワーク

路線区分	市内の路線
1次路線	国道128号、主要地方道千葉鴨川線
2次路線	国道410号、主要地方道鴨川保田線、主要地方道富津館山線 県道浜波太港線 他2路線（市道、臨港道路）

4. 緊急通行車両等の確認

(1) 申請手続き

市は、知事又は公安委員会に対し、車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策的の確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

本部事務局は、災害対策に使用する車両について、緊急通行車両確認申請書を県又は公安委員会に提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

県公安委員会は、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理している。緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、緊急通行車両に該当すると認められるものには、届出済証を交付する。

届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の確認申請を受けた場合、確認に係る審査を省略し確認証明書及び標章が直ちに交付される。

5. 緊急輸送の実施

(1) 緊急輸送の範囲

市が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

本部事務局は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、車両等の手配を行う。

■輸送の範囲

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ○被災者の避難 | ○医療救護を必要とする傷病者等 |
| ○救出救助、医療救護のための人員、資機材 | ○飲料水、食料、物資 |
| ○応急復旧用資機材・災害対策要員等 | |

(2) 車両・燃料の確保

本部事務局は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

① 車両等の調達の優先順位

必要車両の調達の優先順位は、次のとおりである。

- ア. 各班専用管理車両の各班利用
- イ. 本班事務局管理の市所有車両の運用
- ウ. 外部からの車両の調達
- エ. 県への要請若しくは調達あつせんの依頼

② 借り上げの準備

災害の状況により、必要と認めるときは、本部事務局はあらかじめ以下のとおり、輸送業者等からの借り上げの準備を行う。

- ア. 借り上げ可能な車両の調査
- イ. 車両の用途
 - (ア) 生活必需品及び政府食糧等の輸送
 - (イ) 障害物の除去及び運搬
 - (ウ) 塵芥処理及び運搬
 - (エ) その他必要な運搬

ウ. 車両の待機

市内の各輸送業者等は、市からの要請があった場合は、供給可能な台数を各事業所に待機させる。

エ. 借り上げ料金

借り上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者等と協議して定める。

③ 燃料の調達

燃料は、市内の燃料販売業者から「災害時における物資の供給に関する協定書」（千葉県石油商業協同組合安房支部）に基づき調達する。

市は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする。

(3) 配車計画

本部事務局は、次のとおり車両を効率的に管理し、配車を行う。

① 配車基準

- ア. 災害時において各班の所管事務が円滑に実施できるよう、市保有車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画を立て、輸送力を確保する。
- イ. 災害時における各班に配分する車両は、あらかじめ定めておく。
- ウ. 災害の状況に応じて必要とする車両を各班、関係防災機関及び市内の輸送関係業者に対し、車両の待機を要請することができる。

② 配車手続き

各班は、車両を必要とする場合は、車種、台数、日時及び引渡し場所等を明示し、本部事務局に請求する。

(4) 鉄道による輸送

本部事務局は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道（株）又は、日本貨物鉄道（株）に鉄道による輸送を要請する。

(5) ヘリコプターによる輸送の要請

本部事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、自衛隊等と連携して臨時のヘリコプター離発着場を開設する。

(6) 船舶による輸送

本部事務局は、陸路による緊急輸送が困難な場合においては、耐震強化岸壁等が整備された鴨川漁港を海上輸送拠点として活用した輸送を実施する。

その場合においては、鴨川市漁業協同組合及び東安房漁業協同組合に組合及び組合員の持船による海上輸送の協力要請をする。それでも間に合わない場合には、県、他市町村の漁業協同組合にも協力を要請し、応急対応要員又は緊急物資等の輸送をする。

市内の民間企業の持船にも協力を要請する。

第8節 避難対策

項目	実施担当	関係機関
1. 避難の勧告・指示	本部事務局	
2. 警戒区域の設定	本部事務局	
3. 避難誘導	本部事務局	
4. 避難所開設	教育班、各班、防災班	
5. 避難所の運営	教育班、市民生活班、各班	
6. 避難所設備の整備	教育班	
7. 避難者への支援	本部事務局、教育班、産業班、医療支援班	
8. 要配慮者の避難対策	福祉班、教育班	
9. 広域避難	本部事務局	
10. 避難所の集約及び解消	本部事務局	

1. 避難の勧告・指示

(1) 避難の勧告・指示（緊急）の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。

なお、「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。本部事務局は、これらの事務を行う。

避難の勧告・指示は、本項に掲げるもののほか、別に定める「鴨川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長 （本部長）	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により市長（本部長）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
知事、知事の命を受けた県職員	○洪水等により著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条
警察官 海上保安官	○市長（本部長）が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ○市長（本部長）から要求があったとき	災害対策基本法第61条

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官、海上保安官がいないとき	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条
水防管理者	○洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 警戒レベル

警戒レベルとは、「居住者等がとるべき行動」と「行動を居住者等に促す情報」を関連付けるものであり、5段階に分けて設定されている。

災害発生のおそれがあるとき及び災害が発生したときには、警戒レベルを用いて、住民が出された情報から行動を直感的にわかるよう伝達する必要がある。

■警戒レベル及び住民がとるべき行動

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
【警戒レベル1】	○防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	○早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）
【警戒レベル2】	○ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	○注意報 （気象庁が発表）
【警戒レベル3】	○高齢者等は立退き避難する ○その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する	○避難準備・高齢者等避難開始 （市が発令）
【警戒レベル4】 避難勧告	○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる	○避難勧告 （市が発令）
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する	○避難指示（緊急）※ （市が発令） ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
【警戒レベル5】 災害発生	○既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとること	○災害発生情報※ （市が発令） ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

(3) 避難の勧告・指示等の種類と発令基準

避難の勧告・指示等の種類と発令基準は、5段階の警戒レベルに関連付け、次のとおりとし、「洪水等：水位周知河川」「洪水等：中小河川」「洪水等：市管理河川・水路等」「土

砂災害」の別にそれぞれ設定する。

なお、避難勧告等は、基準（目安）を参考に、今後の気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断する。

■避難情報の種類及び発令基準の目安（洪水等：水位周知河川）

避難情報	基準（目安）
【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始	○基準地点の水位が避難判断水位を超え、氾濫危険水位に到達すると予測されるとき ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
【警戒レベル4】 避難勧告	○基準地点の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○異常な漏水・侵食等が発見されたとき
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	○基準地点の水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき
【警戒レベル5】 災害発生	○決壊や越水、溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できたとき）

■避難情報の種類及び発令基準の目安（洪水等：中小河川）

河川管理者や気象台等からの助言も踏まえ、河川特性等に応じて避難勧告等を発令する。

なお、河川や宅地の状況等から、居室や多数の人が利用する施設や空間に影響を及ぼさないと考えられるものについては、基本的に避難勧告等の発令の対象としない。

避難情報	基準（目安）
【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始	○基準地点の水位が避難判断水位を超え、氾濫危険水位に到達すると予測されるとき ○大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
【警戒レベル4】 避難勧告	○異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	○越水・溢水のおそれのある場合 ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき ○水門等の施設の機能故障が発見されたとき（発令対象区域を限定）
【警戒レベル5】 災害発生	○決壊や越水、溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できたとき）

■避難情報の種類及び発令基準の目安（洪水等：市管理河川・水路等）

中小河川と同様とする。

■避難情報の種類及び発令基準の目安（土砂災害）

避難情報	基準（目安）
【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」するとき ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準に達することが想定されるとき ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき
【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」したとき ○避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき
【警戒レベル5】 災害発生	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害が発生したとき

(4) 避難の勧告・指示（緊急）等の伝達

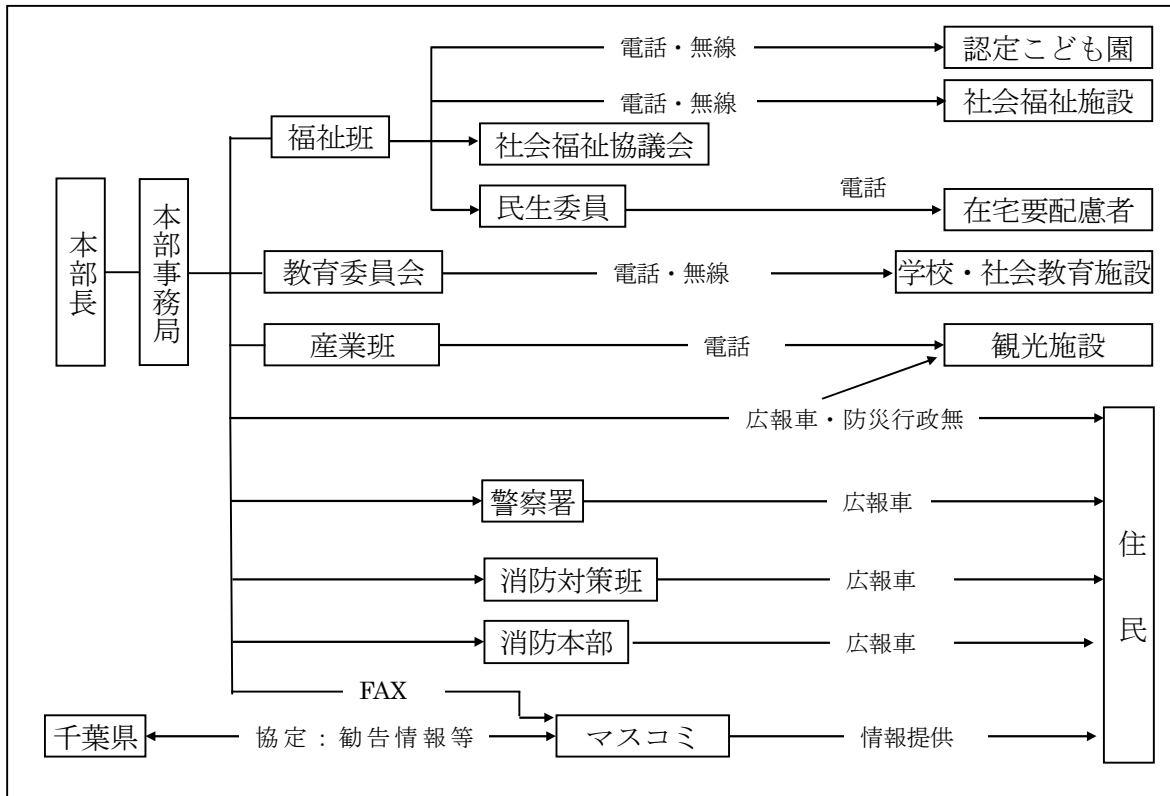
避難の勧告・指示（緊急）等の伝達は、次の経路のとおりとする。本部事務局は、関係各対策班及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告・指示（緊急）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難時の伝達事項例

○避難の理由	○避難勧告・指示（緊急）の対象区域
○避難先	○避難経路
○避難時の服装、携行品等	○避難行動における注意事項

■避難勧告・指示等の伝達経路



※認定こども園、社会福祉施設、学校等へは、市防災無線などで伝達した後、職員を派遣する（津波を除く）。

(5) 避難の措置と周知

本部事務局は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

① 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

- 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）
- 広報車
- サイレン又は警鐘
- ツイッター等のSNS
- 電話、FAX、登録制のメール
- その他速やかに住民に周知できる方法

② 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

(6) 解除

市長（本部長）は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

2. 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長 （本部長）	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長（本部長）に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	次の場合、上記に記載する市長（本部長）等の職権を行うことができる。 ○市長（本部長）若しくは市長（本部長）の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき ○消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	災害対策基本法第63条 消防法第23条の2 消防法第28条
警察官 海上保安官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長（本部長）若しくは市長（本部長）の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する本部長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

3. 避難誘導

避難の誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織の避難誘導担当者その他の避難措置の実施者が行う。本部事務局は、これらの機関に要請する。

4. 避難所開設

(1) 避難所の開設

市長（本部長）は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

教育班、各班は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所職員）を派遣する。派遣された職員は、施設の管理者等と協力して避難者受入れの準備を行う。

教育班は、避難所からの連絡を受け、避難所の開設状況を把握する。

防災班は、協定施設避難所開設の要請を行う。

(2) 避難者の受入れ

避難所職員は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、各避難所（学校施設避難所、社会教育施設避難所、協定施設避難所）の統括者は、避難者等の状況及びニーズを把握し、随時、災害対策本部に報告する。

5. 避難所の運営

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、次のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所運営体制の確立

住民組織を中心とした避難所自治組織（以下「自治組織」という。）を立ち上げ、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。運営にあたっては、男性だけでなく女性の参画を求めるとともに、性別での役割固定化や、役割分担に偏りが無いよう配慮する。

また、市は避難所の運営管理のために、各班（長期化する場合は、全職員で対応）の職員を派遣する。派遣職員が到着するまでは、施設管理者が管理する。

避難所職員は、住民組織のリーダーが中心となって自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や、教育班を通じて災害対策本部との調整等を行う。

■ 避難所の運営

避難所職員	○災害対策本部との連絡 ○避難者への広報 ○施設管理者との調整	○避難所記録の作成 ○運営に関する相談
自治組織	○運営方針の決定 ○避難世帯調査票の記入 ○清掃 ○要望のとりまとめ	○生活ルールの決定 ○食料・物資の配布 ○避難者への情報伝達
ボランティア	○生活支援	

(2) 避難所事務室の開設

避難所職員は、避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難者の管理

避難所職員は、自治組織の協力を得て、避難世帯調査票、避難者名簿等を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、教育班を通じて災害対策本部へ報告する。病人の発生等、特別な事情のある時は、そのつど必要に応じて報告する。

避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

なお、避難所への名簿掲示などの避難者情報の広報に際しては、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応する。

(4) 指定避難所以外の被災者の把握

市民生活班は、教育班と連携し、指定避難所以外に自宅、地区の集会場等で避難生活を余儀なくされている被災者を把握する。

(5) 避難所広報

避難所職員は、避難者への広報を掲示板への掲示、館内放送によって行う。要配慮者に考慮し自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

(6) 防犯対策

避難所職員は、避難所において外来者は受け付け記録をとるほか、就寝場所、トイレ等の巡回警備等を行い、防犯に注意する。教育班は、必要に応じて警察官の派遣を要請する。

また、警察官と連携して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

6. 避難所設備の整備

(1) スペースの確保

避難所職員は、施設管理者と協力して避難所のスペースを確保し、要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等の専用エリアの区分、男女別更衣室、物干場、授乳室、女性用トイレの設置などに配慮するとともに、被災者のプライバシー及び安全の確保に努める。避難生活が長期化する場合、関係担当班と協議の上、避難所生活の環境整備に努める。

■スペース例

○生活スペース	○休憩スペース	○更衣スペース
○洗面・洗濯スペース	○救護センタースペース	○物資保管スペース
○配膳・配給スペース	○駐車スペース	

(2) 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を整備する。特に、季節の特性や要配慮者に配慮する。教育班は、必要な設備を確保する。

■避難所の設備等の例

○暖房器具	○仮設トイレ	○公衆電話
○給湯設備	○掲示板	○間仕切り
○食器、調理器具	○清掃用具	○感染症予防物品

7. 避難者への支援

(1) 食料・物資の供給

教育班は、避難所職員から必要数を把握し、産業班に食料・物資の供給を連絡する。食料は、アレルギー、宗教等に配慮する。

なお、避難者への食料・物資の配布は、自治組織が実施するが、女性用品は女性が配布するなどの配慮を行う。

食料・物資の供給は、自宅や指定避難所以外に避難している地域の被災者全員を把握し配給する。

食料の調達、運搬、炊き出しは第11節を参照する。

(2) 衛生対策

避難所職員は、自治組織、ボランティア及び医療支援班等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持に努める。

自治組織は、ゴミ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。

■衛生対策例

- | | |
|--------------|----------------|
| ○ゴミ箱、清掃用具の設置 | ○トイレ、洗面所の清掃・消毒 |
| ○ゴミ置場等の清掃・消毒 | ○マスク着用や手指消毒の励行 |

(3) 食中毒等の予防

避難所職員は、医療支援班と連携し食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

(4) 入浴対策

本部事務局及び教育班は、自衛隊の入浴支援、近隣のホテル、旅館等の入浴施設等を確保し、被災者に提供する。

(5) 健康管理対策

避難所職員は、医療支援班と連携し感染症の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。

なお、医療支援班は、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に救護所を設置し、健康診断や巡回医療などを実施する。心のケア等にも配慮する。

(6) 被災者意見等の聴取

避難所職員は、避難所で被災者等の要望や意見を収集し整理する。

8. 要配慮者の避難対策

(1) 重度在宅療養者の対策

福祉班は、避難時に重度在宅療養者を福祉施設に一時的に受入れ、施設での受入れ又は他施設への転送などの措置をとる。

(2) 避難生活での配慮

福祉班は、避難所職員と連携し要配慮者専用スペースや間仕切りの設置など、要配慮者の避難所生活に配慮する。

(3) 福祉避難所の開設

避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者に対して、要配慮者の状況に応じ

て福祉避難所を開設する。福祉避難所の設置は、市が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

(4) 避難行動要支援者システムの活用

地図情報との連動により、避難が必要な区域における避難行動要支援者を抽出するなど、災害発生状況に応じて避難行動要支援者システムを活用し、避難行動要支援者の安全確保に努める。

9. 広域避難

本部事務局は、避難者が多数で地域の避難所に収容できない場合は、市内の他地域の避難所に収容する。

さらに、市内の避難所では収容できない場合は、近隣市町及び県に対し、市外への広域避難を要請し、受入れ先の自治体との調整及び移送について検討する。

10. 避難所の集約及び解消

本部事務局は、避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図る。

第9節 救助・救急・消防

項目	実施担当	関係機関
1. 救助活動	市民生活班、消防対策班	警察署、消防本部
2. 救急活動		消防本部
3. 消防活動	消防対策班	消防本部

1. 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

市民生活班は、災害により要救出者、行方不明者が発生した場合は、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動

消防本部及び消防対策班は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により市の救助隊だけでは、救助活動が困難な場合は、警察署、消防本部、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械器具が必要な場合は、県の協力又は土木・建設協力会等に出動を要請する。

(3) 住民・自主防災組織・事業所の救助活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

2. 救急活動

消防本部は、救助現場から救護センター又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、警察その他の機関、住民等に搬送を要請する。市内の搬送先病院で収容できない場合は、災害拠点病院へ救急車で搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

3. 消防活動

(1) 消火活動

消防本部及び消防対策班は、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。

■消火活動の留意事項

- ① 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- ② 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- ③ 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。

- ④ 危険物の漏洩等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- ⑤ 病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎよを優先して行う。
- ⑥ 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

(2) 消防広域応援要請

市長（本部長）又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、「消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、千葉県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、ヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

本部事務局及び消防本部は、消防広域応援要請をした場合には、応援隊の受入れと現場への案内等の活動支援を行う。

(3) 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(4) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- ③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- ④ 周辺地域の住民等への必要な情報の伝達
- ⑤ 立入り禁止措置等の実施

第10節 医療救護

項目	実施担当	関係機関
1. 応急医療救護活動	医療支援班、国保病院	安房郡市消防本部、公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会、一般社団法人安房薬剤師会薬業会、安房健康福祉センター、災害拠点病院(亀田総合病院 外)、救急告示病院(東条病院 外)
2. 医薬品・医療用資器材等の確保	医療支援班、国保病院	公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会、一般社団法人安房薬剤師会薬業会、安房健康福祉センター、千葉県赤十字血液センター
3. 被災者等の健康管理	医療支援班、国保病院	公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会、一般社団法人安房薬剤師会薬業会、安房健康福祉センター

1. 応急医療救護活動

(1) 情報の収集

医療支援班は、災害対策本部を通じ、又は安房健康福祉センター及び一般社団法人安房薬剤師会薬業会等関係機関との連携により、災害医療体制の確立（「安房地域災害医療体制整備のための実働マニュアル」に基づく）と迅速な応急救護活動のため、次の情報の収集を行う。

- ア. 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ. 避難所の設置状況及び傷病者の発生状況
- ウ. 救護用品及び医薬品等医療資器材の需給状況
- エ. 医療施設及び避難所等への交通状況
- オ. その他参考となる事項

(2) 救護センター等の設置

医療支援班は、総合保健福祉会館に救護センターを設置し、傷病者の応急救護活動並びに収容及び搬送を実施する。

また、必要に応じて地域防災拠点又は避難所に救護所を設置し、傷病者の応急救護活動を実施するとともに、安房郡市消防本部及び救急告示病院との連携のもと、傷病者の収容及び搬送を実施する。

■ 応急救護活動

- 傷病者の応急手当
- 医療施設への転送の要否及び転送順位の判別
- 軽症者等の処置
- 助産活動
- 健康及び衛生状態の管理に関する助言

○応急救護活動の記録及び医療支援班への活動状況等の報告

(3) 医療救護の実施

医療支援班は、救護センターにおいて対応できない事態が生じた場合は、公益社団法人安房医師会に対して医療救護班の派遣を要請し、医療救護班を一次的に救護センターで受け入れる。

医療救護班は、傷病者の発生状況等に応じて、避難所等において医療救護を実施する。

市長（本部長）は、多数の傷病者が発生した場合は、安房健康福祉センター又は同センターが設置する合同救護本部に対し、医療救護班等の派遣を要請する。

■医療救護活動

- 負傷者の傷害等の程度判別（トリアージ）の実施
- 重篤・重症者の応急手当及び中等者等への処置
- 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 軽症者等への医療
- 助産活動
- 在宅療養者、特に人工呼吸機器装着患者等の救護
- 死亡の確認
- 医療救護活動の記録及び災害対策本部への活動状況等の報告

(4) 傷病者の搬送

救出現場又は避難所等から救急告示病院等への重篤・重症者又は中等症者の搬送は、消防本部若しくは救急告示病院の救急車又は医療支援班により行う。

災害拠点病院又は県外の医療施設への搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

軽症者の搬送は、原則として自主防災組織が行う。

(5) 後方医療施設の確保

市内の災害拠点病院及び救急告示病院において、重篤・重症者、中等症者等を収容する。

市長（本部長）は、市内の災害拠点病院等で収容困難な重篤・重症者等の収容先を確保するため、安房健康福祉センター又は同センターが設置する合同救護本部を通じて広域搬送を要請する。

■後方医療施設

災害拠点病院	基幹災害医療センター	亀田総合病院	鴨川市東町 929	04-7092-2211
	地域災害医療センター	安房地域医療センター (合同救護本部)	館山市山本 1155	0470-25-5111
救急告示病院		市立国保病院	鴨川市宮山 233	04-7097-1221
		東条病院	鴨川市広場 1615	04-7092-1207
その他後方医療施設		エビハラ病院	鴨川市太海 630	04-7093-2626
		小田病院	鴨川市横渚 880	04-7092-1128
		東条メンタルホスピタル	鴨川市広場 1338	04-7092-2138

(6) 医療要援護者の支援

医療支援班は、在宅の人工透析患者及び人工呼吸器装着者等の医療要援護者について、医療施設の対応状況を確認し、情報を提供する。

また、必要に応じて受け入れ可能な医療機関への移動を支援する。

2. 医薬品・医療用資器材等の確保

(1) 医薬品・医療用資器材等の確保

医療支援班は、医薬品及び医療用資器材が不足するときは、市内医療機関、一般社団法人安房薬剤師会薬業会及び医薬品業者から医薬品及び医療用資器材を調達する。

入手困難なときは、災害対策本部を通じて、災害応援協定を締結している他の地方公共団体等に要請するほか、安房健康福祉センター（鴨川地域保健センター）に備蓄されている災害用備蓄医薬品を救護所等に供給要請する。そのほか安房健康福祉センターから県を通じて、医薬品卸業者の県内営業所等から調達し、医薬品等を確保する。

(2) 血液製剤等の確保

医療支援班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて献血への呼びかけを行う。

3. 被災者等の健康管理

(1) 避難所での医療活動体制

医療支援班は、避難所生活が長期化するときは、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に救護所を設置し、又は避難所を巡回して医療救護活動を行う。この実施にあたっては、公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会に対して巡回医療支援班の編成を要請し、健康診断のほか、精神科及び歯科等を含めたきめ細かな活動を行う。

(2) 心のケア

医療支援班は、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変や避難生活の長期化によるストレス障害等に対応するため、安房健康福祉センターと連携し、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングやメンタルヘルスケア等を行い、被災者の精神的負担の軽減に努める。

(3) 医療情報の提供

医療支援班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

(4) エコノミークラス症候群等の予防

医療支援班は、エコノミークラス症候群等に関する知識や予防措置を広報し、その発症を未然に防止する。

第11節 防疫・清掃

項目	実施担当	関係機関
1. 検病調査・健康診断	医療支援班、国保病院	安房健康福祉センター、公益社団法人安房医師会
2. 防疫活動	医療支援班	安房健康福祉センター
3. 避難所における衛生管理	医療支援班	公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会
4. 保健活動	医療支援班	公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター
5. 食品衛生対策	医療支援班	安房健康福祉センター
6. し尿の処理	環境班	
7. ごみの処理	環境班	安房郡市広域市町村圏事務組合
8. 障害物の除去	土木班、環境班	
9. 動物対策	産業班、環境班、市民生活班、調査班、教育班	南部家畜保健衛生所、安房健康福祉センター、獣医師会

1. 検病調査・健康診断

(1) 検病調査・健康診断

検病調査は、安房健康福祉センターが検病調査班を編成し実施するが、被害の状況によっては、医療支援班は、公益社団法人安房医師会に検病調査班の編成を要請し、安房健康福祉センターに協力する。

検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。また、必要がある場合は、予防接種を実施する。

(2) 感染症患者への措置

医療支援班は、一類～四類感染症又は新感染症の患者が発生し知事の指示があるときは、感染症法に基づき、感染症の発生場所及びその周辺の消毒を実施する。

■感染症患者等への措置

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○県の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況、動向及び原因の調査（感染症法第15条） ・健康診断（ 〃 第17条） ・就業制限（ 〃 第18条） ・染症指定医療機関への入院勧告（ 〃 第20条） <p>○市の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒等（ 〃 第27条、第29条） <p>※感染症指定医療機関：成田赤十字病院</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2. 防疫活動

(1) 防疫業務の実施

医療支援班は、感染症法に基づき、関係各班、医師会等と協力し、安房健康福祉センターの指示により次の防疫事務を実施する。

また、市は患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時安房健康福祉センターに報告する。

■災害防疫業務

- | | |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 予防教育及び広報活動の強化 | <input type="checkbox"/> 消毒方法の施行 |
| <input type="checkbox"/> そ族、昆虫等の駆除 | <input type="checkbox"/> 生活用水の使用制限及び供給等 |
| <input type="checkbox"/> 避難所の衛生管理及び防疫指導 | <input type="checkbox"/> 臨時予防接種の実施 |

(2) 防疫班の編成

医療支援班は、防疫活動実施のための防疫班を編成し、防疫活動を実施する。被災状況によっては、衛生業者に委託して防疫班を複数編成する。不足する場合は、近隣市町、県、その他の関係機関に応援を要請する。

(3) 防疫用資機材・薬品の調達

医療支援班は、防疫用資機材・薬剤を県（安房健康福祉センター）から調達する。

(4) 清潔方法・消毒方法の実施

医療支援班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。

3. 避難所における衛生管理

医療支援班は、避難所自治組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> トイレの清掃・消毒 | <input type="checkbox"/> 避難所居住スペースの清掃 |
| <input type="checkbox"/> ごみ置場の清掃・消毒 | <input type="checkbox"/> 手洗い、うがい等の励行 |
| <input type="checkbox"/> 食品の衛生管理 | <input type="checkbox"/> マスク着用や手指消毒の励行 |

4. 保健活動

医療支援班は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター等と連携して保健活動班を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、メンタルヘルスケア、生活不活発病、食中毒や感染症の発生予防等の健康管理を行う。

5. 食品衛生対策

医療支援班は、安房健康福祉センターと協力し、飲料水汚染のおそれがある場合は、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施する。また、被災者等へ供給する食品、炊き出し施設等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

6. し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

環境班は、避難者数等に応じて仮設トイレを避難所に設置する。市の調達で不足する場合は、県等を通じて仮設トイレを確保する。

(2) し尿の処理

環境班は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、衛生センターで収集・処理を行う。し尿収集・処理が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」により、県や隣接市町等に要請する。

(3) 汲み取り式トイレの対応

環境班は、浸水によりトイレが使用できなくなった場合は、次のように対応することを基本とする。

- ① 汲み取り式トイレの場合は、緊急的に汲み取りを実施する。
- ② 汲み取りまでに時間を要する場合、あるいはトイレが被災により使用できない場合は、被災地に仮設トイレを設置する。
- ③ 家屋が全・半壊していない被災者は、自宅のトイレで簡易トイレ等を活用してごみとして処理する。

7. ごみの処理

災害廃棄物については、「鴨川市災害廃棄物処理計画」（令和2年3月策定）により収集・処理を行う。

住民の在宅している世帯及び避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。粗大ごみや資源物回収については可燃ごみを優先するために状況によっては一時的に中止する。通常と同じようにごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理を行う。避難所でも、一般のごみと同じように分別を行い収集する。

環境班は、被災状況などから推定されるごみの推計発生量をもとに、ごみ処理能力、収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、ごみ収集計画及び処理計画を見直す。これをもとに、必要な体制を速やかに確保し、ごみの収集・処理を行う。また、ごみの発生量が多い場所などでは仮集積所の設置についても考慮する。

(1) 実施機関

- ① 災害時における被害地域の清掃は、市長（本部長）が実施する。
- ② 市は、風水害等による大量の廃棄物が発生し市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

(2) 廃棄物の処理方針

- ① がれき
がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理リサイクルを行ったのち、原則として最終処分場で適正に処分する。
- ② 粗大ごみ
粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。
- ③ 生活ごみ
生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排

出、収集、処理方法を検討しておく。

④ 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

(3) 発生量の推計方法

市において、原則として千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(4) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、環境班が作業計画を策定し決定するが、原則として次のとおり行う。

① 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので最優先で収集、搬送の体制を確立し、焼却場へ搬送し焼却処理する。

② 家具・家電製品等の粗大ごみは、種別し、清掃センター等へ搬送し、焼却処理又は、安房郡市広域市町村圏事務組合の処理施設に搬送し、共同処理する。

③ ごみの一時集積

被災地域の環境保全の緊急性を考える観点から、災害発生後収集可能な状態になった時点から10日以内に、ごみの一時集積場を指定し、速やかに被災地域からの搬出を行う。

作業は、平常作業からの全面応援及び臨時雇用の人員・機材により、市民生活に直接障害となっているごみの早急な収集に努める。

また、一時集積場については定期的な消毒を行う。

(5) 一時集積場所の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、市ではあらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにする。

(6) ごみの処理方法

① 清掃センターで焼却するほか、必要に応じて埋め立て、露天焼却等環境衛生上支障のない方法で行う。

② 安房郡市広域市町村圏事務組合粗大ごみ処理施設で粉碎、圧縮処理する。

8. 障害物の除去

(1) 住宅関係の障害物の除去

住居又はその周辺に運ばれた堆積土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

■障害物除去の対象者

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの</p> <p>② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの</p> <p>③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

土木班は、土木業者等に応援を要請して障害物を除去する。本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町、県、国、その他の関係機関と連携して実施する。

(2) 河川関係の障害物の除去

河川管理者は、河川、排水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物、並びに流下浮遊物、その他の障害物の除去作業を、県及び関係機関、並びに市内の土木業者と連携して実施する。

(3) 道路上の障害物の除去

道路管理者は、各管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。また、管理道路以外でも、交通に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

(4) 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、次の点について十分留意して行う。

- ① 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り管理者、所有者の同意を得る。
- ② 除去作業は、緊急でやむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないよう配慮して行う。

(5) 環境汚染の防止対策

環境班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

9. 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

産業班は、南部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、警察、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

(3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。避難所には、ペットの収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。教育班は、住民による自己責任においてペットを飼養させることを広報する。

また、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。

環境班は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び公益社団法人千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地の使用に便宜を図る

第12節 食料・飲料水・生活必需品等の供給

項目	実施担当	関係機関
1. 食料の供給	産業班	
2. 給水	水道班	
3. 生活必需品の供給	産業班	
4. 救援物資の受け入れ・管理	広域拠点班	
5. 県による物的支援		県

1. 食料の供給

(1) 備蓄食料の活用

災害発生から3日間は、家庭内備蓄等の食料を活用することを原則とする。
市は、家庭内備蓄等を持ち出せない被災者に市で備蓄した食料を提供する。

(2) 対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- 避難指示等に基づき避難所に収容された人
 - 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
 - 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
 - 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
 - 災害応急活動従事者※
 - 流通が麻痺し、食料の調達が不可能となった人※
- ※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である

(3) 供給数の把握

産業班は、避難者や災害従事者等に食料を供給するため、次のように必要数を把握する。

■供給数把握の方法

対象者	方 法
避難者	避難所自治組織又は避難所職員からの申告にもとづいて、教育班を通じて把握する。
災害対策本部要員	各班からの報告を本部事務局が把握する。
応援者、作業従事者	作業を所管する各班からの報告を本部事務局が把握する。

(4) 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とする。産業班は、必要量をもとに協定締結業者から調達する。できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳児に対しては、協定締結業者、薬局等から粉ミルク（調製粉乳）又は液体ミルクを調達する。

市内で調達が不可能又は必要数量を確保できない場合は県に要請する。

なお、応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて農林水産省生産局を通じ米穀販売業者から受領する。

(5) 食料の搬送・配布

産業班は、食料の供給を避難所まで搬送するよう食料供給業者に要請する。

市外から救援物資として届けられた食料は、総合運動施設文化体育館に集積し、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

避難所等での配布は、避難所自治組織に一任する。

(6) 炊き出し

産業班は、弁当等が調達できない場合や避難者等から申し出があった場合は、炊き出しを実施する。

炊き出しは、学校給食センター、自衛隊に要請する。避難所内での炊き出しは、避難所自治組織、ボランティアに要請して行う。

炊き出しの食材等は、安房農業協同組合、食料品販売業者から調達する。米穀は、米穀取扱業者から調達する。

2. 給水

水道施設が破損し、飲料水の供給が停止した場合、次のように行う。

(1) 備蓄飲料水の活用

災害発生から3日間は、家庭内備蓄等の飲料水を活用することを原則とする。

(2) 優先給水

水道班は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。

(3) 需要の把握

水道班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■把握する内容

○断水地区の範囲	○断水地区の人口、世帯数
○避難所及び避難者数	○給水所の設置場所

(4) 給水活動の準備

水道班は、次のように給水活動の準備を行う

■給水活動の準備

給水拠点の設定	避難所又は被災地の公園等
活動計画作成	○給水ルート ○給水方法 ○給水量 ○人員配置 ○広報の内容・方法等 ○資機材の準備 ○水質検査
応援要請	自衛隊、他水道事業者
給水資機材の確保	水槽積載車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）

(5) 水源の確保

水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、被害状況を把握するとともに、水源の確保を図る。

また、緊急の場合は、小・中学校の受水槽、貯水槽等を給水源として利用する。この場合、機械的処理（ろ水機等）、薬剤投入、煮沸消毒等を施す等安全性に特に留意する。また、応

急給水資機材の清掃・消毒等による水質の安全に留意する。

(6) 給水活動

水道班は、浄水場から給水拠点に水槽積載車で運搬する。また、給水拠点において、市が所有している飲料水袋や住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。市のみで対応不能な場合は、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」による。

また、給水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等、あるいは復旧作業により使用可能になった消火栓等に仮設給水栓を接続して、応急給水を行う。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

(7) 家庭用井戸等からの給水

水道班は、家庭用井戸、事業所の井戸について、水質検査の結果、飲料水として適当と認められたときは、その付近の住民に飲料水として使える旨を広報する。

3. 生活必需品の供給

(1) 備蓄物資の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄等の物資を活用することを原則とする。

市は、家庭内備蓄等を持ち出せない被災者に市で備蓄した物資を提供する。

(2) 対象者

生活必需品供給の対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品の供給対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

①被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 かつ

②被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 供給数の把握

産業班は、教育班及び市民生活班を通じて、避難所職員、自治的活動をする団体(区・町内会等)住民自治会組織から必要数を把握する。

(4) 生活必需品の確保

産業班は、生活必需品を協定締結業者から確保する。確保が十分でない場合は、県等に供給を要請する。

■供給する生活必需品

○寝 具……………毛布、布団

○外 衣……………作業衣、婦人服、子供服等

○肌 着……………肌着、下着等

○身の回り品……………タオル、ズック靴等

○日 用 品……………石鹸、ちり紙、歯ブラシ、おむつ、生理用品等

○光熱材料……………マッチ、ロウソク、懐中電灯、卓上コンロ、ガスボンベ等

○燃 料……………ガソリン、石油、灯油、重油等

○炊事道具……………食器、鍋等

(5) 生活必需品の搬送・配布

産業班は、生活必需品の供給を避難所まで搬送するよう物資供給業者に要請する。市外か

ら救援物資として届けられた生活必需品は、総合運動施設文化体育館に集積し、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

避難者への配布は、自治組織に一任する。被災者宅への配布は、地区の施設まで搬送し、自治的活動をする団体（区・町内会等）自治会、民生委員及びボランティア等の協力を得て被災者に公平に配布する。

4. 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の取扱い

原則として、個人からの救援物資は受け入れない。公共団体、企業からの救援物資は、登録制とし必要なときに供給を要請する。

(2) 受け入れ・管理・配分

広域拠点班は、総合運動施設文化体育館に物資集積所を開設し、受入れ、整理等を行う。

5. 県による物的支援

県は、市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される場合は、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

第13節 行方不明者の搜索・遺体の処理

項目	実施担当	関係機関
1. 行方不明者の搜索	市民生活班、消防対策班	消防本部、警察署、勝浦海上保安署
2. 遺体の処理	市民生活班	警察署、公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会
3. 遺体の埋火葬	市民生活班	

1. 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者情報の収集

市民生活班は、相談窓口で受けた搜索願及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し、連携をとる。

(2) 搜索活動

消防対策班は、救助活動で編成した救助隊を、遺体の搜索及び収容隊としてあて、行方不明者リストに基づき搜索活動を行う。また、警察署、自衛隊等と協力して搜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

鴨川市周辺海域に行方不明者等が漂流する事態が発生した場合は、直ちに鴨川警察署及び勝浦海上保安署に連絡するとともに、地元漁協及び船舶関係者の協力を得て、搜索、救助及び収容にあたる。

2. 遺体の処理

(1) 遺体安置所の開設

市民生活班は、遺体の検視、検案等の処理、安置を行うため遺体安置所を開設する。また、遺体の処理、安置に必要な資機材を葬祭業者等から確保する。

(2) 遺体の検視（見分）

市民生活班は、遺体の検視のための警察官の派遣を警察署に依頼する。

警察署は、遺体の検視（見分）を行い、検視（見分）終了後に遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、検視調書を添えて市に引き渡す。

(3) 身元の確認

市民生活班は、警察署と連携して身元不明遺体の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

特に、身元不明遺体が多数の場合、身元不明者のリスト等を作成し身元確認を進める。

(4) 遺体の処理

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。

市民生活班は、検案医師について、県、国保病院のほか、必要に応じて公益社団法人安房医師会長、一般社団法人安房歯科医師会長等に出動を要請し、知事、他の市町村に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族に引き渡す。

■遺体の処理

① 遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 遺体の検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

(5) 漂着遺体等の取扱い

遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

3. 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市民生活班は、災害相談窓口等で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

市民生活班は、遺体を長狭地区火葬場にて火葬する。また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。なお、遺体の埋火葬が市のみで対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 遺骨の保管

市民生活班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がないときは、市が指定した墓地に埋葬する。

第14節 被災住宅対策

項目	実施担当	関係機関
1. 応急仮設住宅	土木班	
2. 住宅の応急修理	土木班	
3. 被災宅地の危険度判定	土木班	

1. 応急仮設住宅

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。

災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合は、災害救助法に準じて市が応急仮設住宅を建設する。実施は市長（本部長）の指示により土木班が担当する。

なお、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて公民館等の既存施設を応急仮設住宅として提供する。

(1) 需要の把握

土木班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、被災者の相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

応急仮設住宅の対象者は、り災証明の発行を受けている等次の条件に該当する者である。

■応急仮設住宅の対象者(入居資格条件)

次のすべての条件に該当する者

- ①災害時において現実に市内に居住していることが明らかな者
- ②住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- ③居住する住家がない者であること
- ④自らの資力で住宅を確保することができない者であること

上記の条件に合う、次に掲げる者

- 生活保護法の被保護者及び要保護者
- 特定の資産のない失業者
- 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯
- 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
- 特定の資産のない勤労者
- 特定の資産のない小企業者
- 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 入居者の選定

入居者の選定は、市長（本部長）が委員を選任し、その意見を聞いて方針を定め選定する。

(3) 建設用地の確保

土木班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として市立学校の校庭や公園などから選定する。

(4) 仮設住宅の建設

土木班は、市が建設する場合、応急仮設住宅の建築基準に基づいて応急仮設住宅を設計し、

原則として鴨川市入札参加業者資格者名簿に登録された者の中から指名し請負工事にて建設する。なお、気象条件や災害時要援護者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

(5) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

(6) 公営住宅の確保

土木班は、住宅を失った被災者に対して、公営住宅の空き部屋を確保する。

(7) 民間賃貸住宅の借り上げ

土木班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅）を提供できるよう努める。

2. 住宅の応急修理

災害により、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

県は、原則として建設事業者との請負契約により応急修理を実施する。

3. 被災宅地の危険度判定

市は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地の危険度判定を行う。

土木班は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第15節 文教対策及び労働力の確保

項目	実施担当	関係機関
1. 災害発生時の対応	教育班、福祉班	各学校、認定こども園
2. 応急教育活動	教育班、福祉班	各学校、認定こども園
3. 応急保育	福祉班	認定こども園
4. 労働力の確保	本部事務局	公共職業安定所

1. 災害発生時の対応

災害発生時の対応は、各施設の防災対応マニュアルに定める学校における日常の風水害対策に基づき行う。

(1) 児童・生徒等の安全確保

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒等の無事を確認する。校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 安否の確認

災害が発生した場合、学校長は、各学校等で児童・生徒等の安否を確認し、教育委員会に報告し、教育委員会はそれを把握する。

(3) 施設の被害調査

学校長等は、施設設備の被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

教育班は、学校施設、社会体育及び社会教育施設の点検、被害調査及び応急措置を実施する。

(4) 避難所開設への協力

各学校では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。

また、避難所運営にあたっては、避難所自治組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

2. 応急教育活動

災害発生時の対応は、各施設の防災対応マニュアルに定める学校再開に向けた対応に基づき行う。

(1) 教育場所の確保

教育班は、各学校の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

■教育場所の確保

災害の程度	応急教育実施予定
学校等の校舎の一部が災害を受けた場合	①特別教室、屋内施設等を利用する。 ②2部授業を実施する。
学校等の校舎すべてが災害を受けた場合	①公民館等公共施設を利用する。 ②近隣の学校等の校舎を利用する。
県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	①避難先の最寄りの学校等、公民館など公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	①市民の避難先の最寄り学校等、災害を受けなかった最寄りの学校等、公民館、公共施設等を利用する。 ②応急仮設校舎を建設する。

(2) 応急教育の準備

教育班及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の要領

学校長は、応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■応急教育の留意事項

教育内容	○教具、資料を要するものはなるべく避ける。 ○健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目。例えば、体育、理科の衛生等を主として指導する。
生活に関する指導	○飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○衣類、寝具の衛生指導 ○住居、便所等の衛生指導 ○入浴その他身体の衛生指導
その他の生活指導	○児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的に出来る仕事をさせる。 ○児童生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

(4) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。教育班は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成する。文房具、学用品は、業者から一括購入し、学校ごとに分配する。教科書の確保は、千葉県教育委員会に要請する。

(5) 学校納付金等の減免

教育班は、被災した児童生徒等への学校納付金等の減免を行う。

(6) その他の留意事項

施設内における児童生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭等がこれにあたるものとし、随時最寄りの学校の校医等が求めに応じて、補充要員として

加わる。

■その他の留意事項

- 学校給食については、原則として一時中止するものとし、可能な限り、被災者の炊出しを行う。また、教育班は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定するものとし、市長（本部長）へ報告する。
- 学校教育課長は、被害学校ごとに分担を定めて、情報及び指令の伝達についての万全を期するものとし、あわせて学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。
- 市立認定こども園も市立学校に準じた措置を行う。

3. 応急保育

市立認定こども園長は、施設等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な施設を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の施設で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

4. 労働力の確保

(1) 求人申し込み

市又は県の出先機関の長は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするときは、館山公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをする。

(2) 求職者の紹介

求人を受理した館山公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努めるものとし、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

第16節 ライフライン施設等の応急・復旧計画

項目	実施担当	関係機関
1. 上水道施設	水道班	
2. ガス施設		一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会
3. 電力施設		東京電力パワーグリッド(株)
4. 通信施設		東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)
5. 道路・橋梁	土木班	道路管理者
6. 公共施設	施設を所管する班	施設管理者
7. 鉄道施設		東日本旅客鉄道(株)

1. 上水道施設

(1) 応急活動体制の確立

水道班は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

水道班は、浸水した区域等の被害状況を調査する。浸水等により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。市水道課の応急復旧体制では対応が不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県水政課に応援を要請し、応急復旧体制を整える。

(3) 上水道の復旧対策

水道班は、被害状況を調査し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を実施する。

■上水道施設の復旧作業

- | | |
|------------------|---------------|
| ○管類等の資機材の確保 | ○復旧に必要な人員の確保 |
| ○被害状況、復旧の見込み等の広報 | ○他水道事業者への応援要請 |

2. ガス施設

(1) 動員、配備体制

一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会は、非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規定により非常災害本部を設置する。

特別編成を必要とする災害時には、災害の種類、規模等に応じて非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(2) 情報収集、連絡体制

災害に対して無線・有線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

また、消防署等の防災機関との通信体制は、各関係機関の指導を得て行う。

さらに本部は、外部関係機関と連絡をとるとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関の情報から、通信、交通、電力、水道等の被災状況を収集する。

(3) 消費者への広報

県、市、消防署、警察署等の官公庁及び上部団体並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通しについて適切に広報連絡を行い、周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、サービス巡回車等による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

3. 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、電力の円滑な供給を確保するために必要な災害応急復旧対策を講じる。

(1) 非常体制の確立

非常災害が発生すると予想される場合又は非常災害が発生した場合は、必要な人員を動員し、非常体制を確立する。

(2) 応急復旧対策

非常災害が発生した場合は、関係機関から情報収集を行うとともに電力設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策をたてる。

(3) 応急復旧作業

電力施設の被害状況及び重要度、被害復旧の難易度を勘案し関係機関と協議を図るとともに、連携をとり安全を確認しながら応急復旧を行い、極力送電の確保に努める。

(4) 情報連絡

非常災害時における電力設備の被害状況等の情報連絡を関係機関に行うとともに、復旧状況の通報及び報告を行う。

4. 通信施設

東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)は、災害が発生した場合は、電気通信設備の予防措置、災害応急対策、災害復旧等に対する適切な措置をとる。

(1) 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、非常態勢を発令し対処する。この場合、市及び各防災機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

(2) 設備、資機材の点検及び出動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

(3) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて、電気通

信事業法に定められた復旧順位に従って実施する。

(4) 広報

災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び広報車等により地域の住民に周知する。

災害用伝言ダイヤル「171」や掲示板、災害用伝言板サービス及び災害用音声お届けサービス等の安否情報確認のためのシステム提供を開始する。

5. 道路・橋梁

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

各道路管理者は、所管道路について、警察署と連携して通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁については、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

各道路管理者は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道路1次路線など交通上重要と認められるものを最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

6. 公共施設

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

7. 鉄道施設

鉄道施設の応急復旧対策は、東日本旅客鉄道（株）が定めた「防災業務実施計画」に基づいて行われる。市は必要に応じてこれに協力する。

第17節 ボランティア活動への対応

項目	実施担当	関係機関
1. ボランティア団体への要請	福祉班	社会福祉協議会
2. ボランティアへの対応	福祉班	社会福祉協議会

1. ボランティア団体への要請

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

(1) ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

■ボランティアの活動

専門ボランティア	一般ボランティア
<ul style="list-style-type: none"> ○救護所等での医療、看護 ○病院などへの搬送 ○被災建築物の応急危険度判定 ○被災宅地の危険度判定 ○外国語の通訳、情報提供 ○被災者への心理治療 ○高齢者や障害者などの要配慮者の介護 ○その他の専門的知識、技能を要する活動等 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営 ○炊出しや食料、飲料水などの受入・配給 ○救援物資や義援品の仕分け、輸送 ○高齢者や障害者などの要配慮者の支援 ○清掃、がれきの片付け ○その他被災地における軽作業など

(2) ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は、次のとおりであり、これらに積極的に協力を求める。

■協力を求める個人、団体

<ul style="list-style-type: none"> ○個人 被災地の住民、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士その他 ○団体 鴨川市赤十字奉仕団、鴨川市社会福祉協議会、鴨川市国際交流協会、日本アマチュア無線連盟千葉県支部、その他ボランティア活動団体

(3) ボランティア参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、テレビやラジオ、新聞、インターネット等の報道機関や市、県及び近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体や民間団体等を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

2. ボランティアへの対応

災害状況によって多くのボランティアが集まる場合は、社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。

(1) 活動拠点の設置

社会福祉協議会は、「鴨川市災害ボランティア活動センターの設置及び運営に関する協定」に基づき、ボランティア団体と協力して、ボランティアが活動するために必要な本部機能をもつ活動拠点（ボランティア活動センター）を総合運動施設に設置する。

ボランティア活動センターでは、ボランティアの受付、登録、ボランティア活動のコーディネーターと関係機関との連絡調整などを行う。

(2) ボランティア保険への加入

福祉班は、社会福祉協議会と協力して、登録したボランティアをボランティア保険に加入するように手続きを行う。

(3) ボランティア活動との調整、支援

福祉班は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、市からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。

福祉班は、ボランティアの活動に必要な情報をボランティア活動センター及びその他のボランティア組織へ提供するとともに、これらの組織と災害対策本部との連絡調整にあたる。

第18節 要配慮者への対応

項目	実施担当	関係機関
1. 要配慮者の安全確認	福祉班	
2. 要配慮者への支援	福祉班	
3. 福祉仮設住宅の供給	福祉班、土木班	
4. 福祉施設入所者等への対策	福祉班	社会福祉施設等
5. 外国人への対策	市民生活班	

1. 要配慮者の安全確認

要配慮者の安否確認及び避難行動要支援者の支援は、避難支援プラン（個別計画）に基づき実施する。

また、必要に応じて避難行動要支援者システムを活用し、迅速かつ的確な対応を行う。

(1) 安否確認

福祉班は、住民組織、自主防災組織、福祉関係団体、民生委員及び児童委員等と協力して、避難区域における在宅の避難行動要支援者の安否確認を行う。災害状況によっては、移送の要否等を検討する。

(2) 避難情報の伝達

福祉班は、避難行動要支援者への情報の伝達に当たっては、避難行動要支援者自身が情報を取得できるようにそれぞれのハンディキャップを踏まえ、拡声器、口頭又は防災行政無線等の通常の伝達手段に加えて視覚障害者向けインターネット（電子メール読み上げアプリを使用）、FAX通信、聴覚障害者用情報伝達装置など多様な手段を活用して伝達を図る。

(3) 避難支援

避難行動要支援者の避難誘導は、原則として地区の住民組織、自主防災組織等が行う。

福祉班は、避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、避難所を確保するとともに、健康状態の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所を行う。

2. 要配慮者への支援

(1) 避難所における援護対策

福祉班は、要配慮者への援護対策のニーズを把握し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次の対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	○必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ○その他介護に必要な状況
必要な設備・物資の確保・設置	○踏み板等、段差の解消 ○簡易ベッド ○パーティション（間仕切り） ○車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資

要配慮者専用スペースの確保	○可能な限り少人数部屋 ○トイレに近い
生活支援	○適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ○ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣
広報支援	○手話通訳の派遣 ○ボランティアによる個別情報伝達

(2) 社会福祉施設等への入所

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、福祉施設等に受け入れを要請する。

(3) 巡回相談等の実施

福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

(4) 応急仮設住宅の配慮

福祉班及び土木班は、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の設置を検討する。

3. 福祉仮設住宅の供給

土木班及び福祉班は、県と協力し、要配慮者向け住宅として福祉仮設住宅を設置する。

■福祉仮設住宅の対策

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策 ○ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向サービスの実施 ○グループホーム入居者への支援措置 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4. 福祉施設入所者等への対策

(1) 安全確保

社会福祉施設等の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

(2) 施設における生活の確保

福祉班は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、必要とする品目、数量等の情報を収集し、産業班に供給を要請する。

5. 外国人への対策

市民生活班は、避難情報の伝達と安否情報の収集を行うとともに、外国人の避難状況によっては、県やボランティア等と協力し、災害多言語支援センターを設置するなどして、個別ニーズへの対応やメンタルヘルスケアなど外国人に配慮した支援を行う。

第19節 孤立対策

項目	実施担当	関係機関
1. 孤立地区の確認	本部事務局、土木班	
2. 救助・救出		消防本部
3. 集団避難	本部事務局	
4. 緊急支援物資の確保・搬送	本部事務局	

1. 孤立地区の確認

本部事務局は、一般電話、無線電話等を用いて孤立が予想される地区の確認を行う。通信遮断により孤立が予想された場合は、土木班の派遣等により道路の状況を確認し、孤立状況の把握を実施する。

また、県、自衛隊、関係機関にヘリコプター、船舶による偵察などにより可能な限り孤立地区の状況を把握する手段を確保する。

2. 救助・救出

消防本部は、建物被害等により生き埋め者や重傷者が発生した場合は、県、自衛隊、関係機関に要請し、ヘリコプター、船舶等により救急搬送や救助要員の応援隊を搬送する。

3. 集団避難

本部事務局は、孤立地区において、土砂災害により二次災害のおそれやライフラインの途絶、食料・物資の不足等により、地区内で生活が困難な場合は、地区全員の集団避難を勧告する。

その場合は、県、自衛隊、関係機関に要請し、ヘリコプター、船舶などの避難手段を確保する。

なお、集団避難を完了した後は、防犯等のために必要に応じてパトロールを実施する。

4. 緊急支援物資の確保・搬送

地区住民は、集団避難完了あるいは道路の復旧などにより孤立が解消するまでの間は、食料品等を相互に融通しあい、できる限り地区内で自活することを原則とする。

本部事務局は、食料品、物資等が不足する場合は、県、自衛隊等の協力を得て、地区住民の生活維持のため、食料品、生活必需品等の輸送を実施する。

第20節 在港船舶対策

項目	実施担当	関係機関
1. 市の対策	本部事務局	
2. 勝浦海上保安署等の対策	本部事務局	勝浦海上保安署

1. 市の対策

本部事務局は、次の対策を実施する。

- ① 気象予警報の周知徹底を図るとともに、関係機関と相互に情報を交換する。
- ② 船舶乗組員に対し、情報伝達の必要がある場合、又は要請があった場合、市防災行政無線により通報する。
- ③ 避難場所
 - ア. 船舶、雑種船 船溜、河口、陸に引揚げ
 - イ. 小型船(500ト未満) 港内錨泊又は陸に引揚げ
 - ウ. 小型船 小湊漁港、天津漁港及び鴨川漁港内錨泊
 - エ. 大型船 港外避泊

2. 勝浦海上保安署等の対策

- ① 巡視船舶及び陸上職員による情報周知及び保船の指導を行う。
- ② 台風が接近し、又は来襲のおそれがあるときは、在港船の海難防止対策を実施するよう指導する。
- ③ 情報を伝達する。

■情報の伝達方法

- 電話又はFAXにより各漁業組合に連絡する。
- 電話又はFAXにより千葉県水産情報通信センター及び勝浦漁業無線局に連絡し、漁業無線により各船舶に伝達する。
- 巡視船艇又は陸上職員により在泊船に対し、マイクを持って必要事項を伝達する。
- 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターの無線(VHF 16ch/12ch)により航行船舶に対し緊急放送を行う。
- VL旗(台風接近する、適当な警戒手段を取られたい。)信号を掲揚する。
- 海上保安庁法第18条第1項各号に基づく移動命令等の港内整理を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者生活のための支援

項目	実施担当	関係機関
1. 被災者台帳の作成等	市民生活班	
2. 災害見舞金等の支給	福祉班	社会福祉協議会
3. 被災者生活再建支援金	福祉班	県、(財)都道府県会館
4. 災害復興住宅融資		住宅金融支援機構
5. 被災証明書の発行	調査班	
6. 災害公営住宅の供給	土木班	
7. 租税等の減免等	調査班	県
8. 介護保険における措置	医療支援班	
9. 職業のあっせん		公共職業安定所
10. 農林漁業への融資	産業班	県、農業協同組合
11. 中小企業への融資	産業班	県、一般金融機関、政府系金融機関、信用保証協会
12. 義援金の受け付け・配分	福祉班	
13. 郵政事業における措置		日本郵便(株)

1. 被災者台帳の作成等

(1) 被災者台帳の作成

市民生活班は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁的に共有を図る。

(2) 被災者台帳の利用

市民生活班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者への援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

(3) 安否情報の提供

市民生活班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

2. 災害見舞金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による支給

福祉班は、次の支援を行う。

① 災害弔慰金の支給

「千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

② 災害障害見舞金の支給

「千葉県市町村総合事務組合条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

③ 災害援護資金の貸付

「千葉県市町村総合事務組合条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付を行う。

(2) 千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金の支給

福祉班は、「千葉県災害見舞金等支給基準」に基づき、災害による被災者及びその遺族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給する。

(3) 鴨川市災害見舞金等支給要綱による支給

福祉班は、市民に対し、「鴨川市災害見舞金等支給要綱」に基づき、地震等の災害により災害を受けた場合に、その世帯又は遺族に対し、見舞金又は弔慰金等を支給する。

(4) 生活福祉資金の貸付け

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

3. 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活を開始するために必要な費用に当てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人である（公財）都道府県センターが行う。）

福祉班は、同法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

4. 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入等を行えるよう融資する。

5. り災証明書の発行

調査班は、家屋の被害調査の結果から「り災台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行

申請に対し、り災台帳で確認のうえ発行する。り災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行する。

また、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

さらに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、ドローン等による空撮写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

6. 災害公営住宅の供給

災害公営住宅は、地震等による大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の条件の1つに達した場合に、低所得り災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。

土木班は、県と調整を図り災害公営住宅の整備を行う。

■災害公営住宅の適用条件

- | |
|-------------------------------|
| ○地震、暴風雨、洪水、その他異常な天然現象による災害の場合 |
| ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき |
| ・1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき |
| ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき |
| ○火災による場合 |
| ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき |
| ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき |

7. 租税等の減免等

地震等の災害によって被害を受けた住民に対して市税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

調査班は、各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、受付処理を行う。

(1) 納税期限の延長

地震等の災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

(2) 徴収猶予

地震等の災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免

地震等に被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。なお、県税、国税も同様な措置がとられる。

■税等の減免の内容

税目	減免の内容
市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。

軽自動車税・国民健康保険税	被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

8. 介護保険における措置

医療支援班は、大規模災害の発生時において国から示される特例措置を踏まえ、災害によって被害を受けた住民に対し、介護保険について次の措置をとる。

■介護保険における措置

- | | |
|-----------------|----------------|
| ○認定更新申請期限に関する措置 | ○給付差し止め等に関する措置 |
| ○給付割合の増額 | |

9. 職業のあっせん

館山公共職業安定所は、地震等の災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

■職業安定所の職業のあっせん

- | |
|----------------------------------------------------|
| ○被災者のための臨時職業相談窓口の設置 |
| ○館山公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施 |
| ○職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用 |
| ○雇用保険の失業給付に関する特例措置 |

10. 農林漁業への融資

産業班は、災害により被害を受けた農林漁業者に対し、千葉県、農業協同組合等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

■農林漁業への融資

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づいた、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資（農業協同組合、金融機関） |
| ○農林漁業金融公庫による復旧資金融資（農業協同組合、金融機関） |

11. 中小企業への融資

産業班及び県は、地震等による災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。

■中小企業への融資制度

- | |
|--------------------|
| ○一般金融機関、政府系金融機関の融資 |
| ○小規模企業者等設備導入資金の貸付 |
| ○信用保証協会による融資の保証 |

12. 義援金の受け付け・配分

(1) 義援金の受け付け

福祉班は、県及び日赤千葉県支部と連携をとり、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

(2) 義援金の配分

福祉班は、義援金の配分にあたっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

13. 郵便事業における措置

地震が発生した場合において、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次の対策を実施する。

■郵便事業における措置

- 被災者への郵便葉書等の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 災害時における窓口業務の維持
- 災害特別事務取扱い、(株) ゆうちょ銀行の非常払及び(株) かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第2節 生活関連施設等の復旧対策

項目	実施担当	関係機関
1. 災害復旧事業計画	各班	
2. 災害復旧予算措置	各班	

1. 災害復旧事業計画

市は、県、国と連携して風水害等による災害の再発生を防止し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて次のような災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

■公共施設の災害復旧事業計画

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川
 - ② 海岸
 - ③ 砂防設備
 - ④ 林地荒廃防止施設
 - ⑤ 地すべり防止施設
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設
 - ⑦ 道路
 - ⑧ 漁港
 - ⑨ 下水道
 - ⑩ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

2. 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

第3節 激甚災害の指定

項目	実施担当	関係機関
激甚災害の指定に関する計画	本部事務局	

市及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚法の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

■激甚災害指定の流れ

■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設災害復旧事業 ○河川等災害復旧助成事業 ○河川等災害関連事業 ○河川等災害特定関連事業 ○河川等災害関連特別対策事業 ○特定小川災害関連環境再生事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○老人福祉施設災害復旧事業 ○身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○知的障害者援護施設・授産施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症予防施設災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業 ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○森林災害復旧事業に対する補助 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ○水防資材費の補助の特例 ○り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○雇用保険法による求職者給付に関する特例

第4節 災害復興

項目	実施担当	関係機関
1. 復興計画作成の体制づくり	本部事務局	
2. 復興に対する合意形成	本部事務局	
3. 復興計画の推進	本部事務局	

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、県及び関係機関と、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

1. 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

2. 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

3. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。